

平成 2 3 年第 4 回定例会

東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

平成 2 3 年 1 2 月 7 日 開会

平成 2 3 年 1 2 月 1 5 日 閉会

東 吾 妻 町 議 会

平成23年東吾妻町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号 (12月7日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長あいさつ	3
○町長あいさつ	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○議員派遣の件について	6
○議案第6号の上程、説明、議案調査	7
○議案第7号の上程、説明、議案調査	8
○議案第8号の上程、説明、議案調査	11
○議案第9号の上程、説明、議案調査	11
○議案第1号の上程、説明、議案調査	13
○議案第2号の上程、説明、議案調査	24
○議案第3号の上程、説明、議案調査	27
○議案第4号の上程、説明、議案調査	29
○議案第5号の上程、説明、議案調査	30
○議案第10号の上程、説明、議案調査	32
○議案第11号の上程、説明、議案調査	33
○請願書・陳情書の処理について	35
○散会の宣告	35

第 2 号 (12月15日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	38
○出席議員	38
○欠席議員	38
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	38
○職務のため出席した者	38
○開議の宣告	39
○議事日程の報告	39
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	39
○議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決	40
○議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	40
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	41
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	45
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	51
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	52
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	53
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	54
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	55
○請願書・陳情書の委員会審査報告	75
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	79
○発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	80
○発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	82
○閉会中の継続審査(調査)事件について	83
○町政一般質問	92
青 柳 はるみ 君	93
金 澤 敏 君	95
須 崎 幸 一 君	102

一 場 明 夫 君.....	107
根 津 光 儀 君.....	121
○会議時間の延長.....	130
○町長あいさつ.....	131
○議長あいさつ.....	131
○閉会の宣告.....	132
○署名議員.....	133

平成23年12月 7 日（水曜日）

（第 1 号）

平成23年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第1号）

平成23年12月7日（水）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 議案第 6 号 東吾妻町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 7 号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 8 号 東吾妻町税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 9 号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 1 号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案
- 第10 議案第 2 号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第11 議案第 3 号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第12 議案第 4 号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第13 議案第 5 号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）案
- 第14 議案第10号 東吾妻町営土地改良事業（松谷）計画について
- 第15 議案第11号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第16 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	菅 谷 光 重 君	2 番	佐 藤 聡 一 君
3 番	根 津 光 儀 君	4 番	樹 下 啓 示 君
5 番	山 田 信 行 君	6 番	水 出 英 治 君
7 番	轟 徳 三 君	8 番	茂 木 恒 二 君
9 番	金 澤 敏 君	1 0 番	青 柳 はるみ 君
1 1 番	須 崎 幸 一 君	1 2 番	浦 野 政 衛 君
1 3 番	一 場 明 夫 君	1 4 番	橋 爪 英 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	高 橋 春 彦 君
企 画 課 長	武 藤 賢 一 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	佐 藤 喜知雄 君
産 業 課 長	轟 馨 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	蜂須賀 正 君
教 育 課 長	角 田 輝 明 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	小 林 一 喜	議会事務局長 議係	水 出 悟
議会事務局 主 任	角 田 光 代		

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

師走に入り一段と寒くなってまいりました。本日ここに、平成23年第4回定例会が招集されましたところ、議員各位には年末極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。お世話になります。

さて、本定例会には、平成23年度補正予算案を初め条例の改正等、11件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもってご審議をお願いしたいと思います。

会期中、町長を初め執行部各位におかれましては、来る年度の予算編成時期と重なり大変だろうと思われませんが、会議の運営に一層のご協力をお願いいたしまして、開会に当たってのあいさつといたします。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成23年第4回定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしもいよいよ二十日余りを残すのみとなりました。大変気ぜわしい年の瀬を迎えました。

本日ここに、平成23年第4回定例会を開催をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ことしの1年を振り返ってみますと、3月11日に発生をいたしました東日本大震災、これによる津波被害は多くのとうとい人命を奪い、福島第一原子力発電所事故は、かつてない放射能汚染を引き起こしました。9カ月が過ぎようとしている現在、なお避難を余儀なくされ

ている多くの人たちがおります。本町では、いち早く杉並区と連携し、南相馬の皆様412名を受け入れてまいりました。この間議会を初め、町民の皆様のご理解のもと、最後の30名が10月19日、無事帰還できましたことは、何よりもありがたく思っております。

9月2日には、菅首相の退陣を受け、野田内閣が誕生いたしました。震災復興対策やTPP問題を初め、課題は山積しております。

また、ヨーロッパに端を発する経済危機、タイの大洪水など、日本経済へ与える影響ははかり知れないものがあり、景気の明るい兆しはまだ見えておりません。

この状況のもとで、町でも12月2日に予算編成会議を開催し、年内には各課から予算要求書が提出をされる予定であります。引き続き厳しい財政事情ではございますが、主要事業に対し、必要性、費用対効果などを精査した事業評価を実施し、財源の重点配分や効率化を図るとともに、町民の視点に立った行政サービスの向上を目指し、予算を編成したいと考えております。

さて、本定例会では、東吾妻町総合計画審議会条例の一部を改正する条例を初め、条例関係4件、平成23年度東吾妻町一般会計補正予算を初め、予算関係5件、その他東吾妻町営土地改良事業計画についてなど、2件を提案させていただく予定でございます。慎重かつ熱心なご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成23年第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時02分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、4 番、樹下啓示議員、5 番、山田信行議員、6 番、水出英治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から12月15日までの 9 日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は 9 日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は12月 8 日午前12時までといたしますので、よろしくお願いたします。

なお、限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合あるいは町の事務範囲外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（菅谷光重君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんいただきまして、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

なお、去る11月7日に議会運営委員会委員2名の交代がありましたので、この中にその関係資料も入れてあります。

◎議員派遣の件について

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中の議員派遣につきましては、会議規則第120条第1項の規定により、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、報告いたします。

去る10月18日に開催をされました吾妻郡町村議会議長会主催の平成23年度吾妻郡町村議会議員研修会及び10月26日に開催されました群馬県町村議会議長会主催の平成23年度群馬県町村議会議員研修会について、11番、須崎幸一議員より報告をお願いします。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） それでは、閉会中の議員派遣についてご報告申し上げます。

まず初めに、平成23年度吾妻郡町村議会議員研修会について報告いたします。

去る10月18日、中之条町ツインプラザにおきまして、町村職員合同により研修会が開催されました。

「変革時代に求められる地方行政を考える、安心・安全で心豊かな地域づくりを目指して」と題して、元群馬県教育長唐澤太市氏より講演を受けました。ご自分の行政経験と民間企業での経験を踏まえた講演で、説得力のあるもので、興味深く聴講をいたしました。

次に、群馬県町村議会議員研修会についてご報告いたします。

去る10月26日、吉岡町文化センターにおいて「東日本大震災原子力事故は終わっていない」と題して、軍事アナリストの小川和久氏から危機管理のあり方について講演を聞きました。もう一人の講師は「町村をとりまく諸課題について」と題し、全国町村議会議長会事務総長高田恒氏の講演でありました。地方分権時代に、地方議会が求められる課題や議会の活性化などについてのお話で、議会の役割と重要性を改めて感じました。

お二人の講演内容は、今後の議会活動をする上で大いに参考になった研修会でありました。

以上、閉会中の議員派遣2件の報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 須崎幸一議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第6号 東吾妻町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、国において進めている地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止に伴い、地方自治法第2条第4項に規定されていた市町村の総合計画策定義務が撤廃されたために改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） おはようございます。お世話になります。

この一部改正なんですけれども、ご承知のように平成18年に地方分権の改革推進法というのができまして、いろんな業務を地方分権、いわゆる自治体が主体になってこれから行っていくようにというようなことで、いろんな改革が行われています。いわゆる国が義務づけていたりとか、枠づけをしているものを、今ずっと見直しているというようなことになると思います。そういう中で、今年8月1日施行で自治法がまた一部改正されました。そういう中で、第2条第4項の規定が削除されるということによって、いわゆる市町村の基本構想の策定義務というものが、この義務づけが廃止されましたよということです。それによるところのうちの条例が関係するのは、この条例であるということで改正です。

一番最後の新旧対照表を見ていただければと思います。

改正前、第2条に、ここにいわゆる「法」とあるのが、これが地方自治法を指しております。「法第2条第4項に規定」を、これで規定している基本構想、総合計画の基本構想なん

ですけれども、この第2条第4項が削除されることによって改正される文面が左側です。この内容を文章化したということです。「東吾妻町における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた」というふうに、この条項を文章化した改正になります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第7号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律及び障害者自立支援法等の一部を改正する法律の公布に伴う税条例の一部改正並びに督促手数料の徴収を廃止する改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

今回の改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律及び障害者自立支援法等の一部を改正する法律の公布に伴う税条例の一部改正並びに督促手数料の徴収を廃止することによる税条例の一部改正でございます。

それでは、改正内容の詳細について説明をさせていただきます。新旧対照表の1ページを開き願いたいと思います。

左側の改正後欄で説明をさせていただきます。

最初に、督促手数料の徴収を廃止することに伴い、第2条第3号中の督促手数料の文言及び第21条の督促手数料の条文を削除する改正でございます。

督促手数料は、地方自治法第231条の3第2項において、条例の定めるところにより手数料及び延滞金を徴収できると規定されております。現在、東吾妻町においては督促状1通につき手数料100円を徴収していますが、これを平成24年度から発行する督促状より手数料の徴収を廃止したいという改正でございます。

手数料の徴収を廃止するというところでございまして、督促状の送付は地方税法で納期限後20日以内に発しないとならない規定になっておりますので、督促状の送付は今後も当然継続されます。また、既に発生している督促手数料については、従前どおりの扱いになります。

ここで督促手数料の請求事務の現状について説明を申し上げ、ご理解を賜りたいと思います。督促状、それに付随する納付書を発行するために、督促状発送日の1週間前程度のデータにより督促状印刷の指示を電算会社に指示いたします。この段階で督促手数料が税務データ上に調定をされることとなります。なお、この時点で税金の納付の消し込みが済んでいるのは、さらに1週間ほど前までに金融機関に入金された税金となっており、作業上どうしても時間のずれ、タイムラグが生じてしまいます。

督促状発送後に督促前の納付書による納付が確認されるケースが多くあるわけですが、その場合、督促手数料のみが未納の状態になってしまいます。このため、督促手数料を支払った人とそれ以外の人で不公平が生じているのが現状となっております。

次に、県及び県内市町村の督促手数料の徴収状況でございますが、県内35市町村中、徴収しているのは10町村のみとなっております。県及び県内の全市では、督促手数料を徴収していません。なお、納期限を過ぎた未納者に対しては、納期限から納付日までの日数に応じてペナルティーとしての延滞金がかかりますので、納期限内に納税した者との間の公平さは保たれるというふうに思います。

以上、説明させていただきましたが、県及び県内市町村の状況も踏まえ、また、徴収事務の効率化を図る観点からもぜひご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、同じく1ページの中段の第34条の7第1項ですが、個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を「5,000円」から「2,000円」に引き下げることの改正でございます。一番下

の12号は租税特別措置法の改正に伴う規定整備でございます。

2 ページお願いいたします。

2 ページの第34条の7第2項の上から2番目の改正につきましても、個人住民税の寄附金の適用下限額を「5,000円」から「2,000円」に引き下げることの改正でございます。施行日は平成24年1月1日からで、平成23年1月1日からの寄附金について適用となります。

次の第90条第1項第1号は、障害者自立支援法の改正による規定整備で、軽自動車税の減免適用範囲の拡充でございます。

改正前の身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有し、生計を一にする者又は常時介護する者が運転するもののうち、町長が認めるもの（1台に限る。）減免規定を、改正後は、身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、もしくは生計を一にする者が運転する軽自動車等を加え、拡充をされたものでございます。

3 ページの一番上でございますが、「身体障害者」を「身体障害者等」に改正するものでございます。

次の附則第7条の4の改正内容は前述をさせていただきましたが、個人住民税の適用下限額を「5,000円」から「2,000円」に引き下げることの改正でございます。

3 ページ最下段及び4 ページの上から3段目の附則第2条第6項の改正につきましては、租税特別措置法の改正に伴う規定整備で、根拠条文の修正でございます。

4 ページの第2条第10項、同条第17項及び5 ページの同条第22項は、地方税法等の一部を改正する法律に関する改正でございます。平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%の軽減税率の特例適用を2年間延長して平成25年12月31日に改正するものでございます。

次の附則第1条第2号及び第2条第5項の改正は、平成23年度の税制改革によって上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する軽減税率適用期限が2年間延長されたことに伴い、平成22年度の税制改正により創設された非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の適用期日を2年間先送りをして平成27年1月1日からとする改正でございます。

以上、大変雑駁ですけれども、提案の説明にさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査いたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第8号 東吾妻町税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 東吾妻町税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、東吾妻町税条例第21条を削除することに伴う規定整備でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

今回の改正は、平成24年度からの督促手数料の徴収を廃止することに伴う規定整備でございます。

新旧対照表をお開き願いたいと思います。

督促手数料の徴収の廃止に伴い、第2条第2項を削除する改正でございます。

施行日は、平成24年4月1日でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第9号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ハッ場ダム関連事業の十二沢パーキングにつきましては、現在ハッ場ダム水源地域整備事業で工事を行い、今年中に駐車場本体部分の暫定工事が完了し、1月1日より暫定供用開始を行うことができます。つきましては、東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例に、この十二沢パーキングを加える改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

それでは、配付させていただきましたA4判のカラー刷りの資料をごらんいただきたいと思います。こちらは位置図になっておりまして、現国道145号線沿いの溪谷パーキングから県道林岩下線吾妻峡トンネルの間に位置します十二沢パーキングは、ダム関連による吾妻峡自然公園事業に位置づけられ、今年度擁壁工と造成工事を施工しており、工期は12月26日で砂利敷まで完了する予定であります。早期に暫定供用し、一般の利用に供するとともに、盛土部であるため、一定の期間自然転圧を行い、路盤の安定を図るため、条例の改正をお願いし、供用開始させていただきたいと思っております。

改正内容につきましては、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

現在、溪谷パーキングのみの位置となっておりますが、ここに十二沢パーキングを追加するものであります。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 1 号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第 9、議案第 1 号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第 6 号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 1 号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに 1 億216万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を86億6,699万4,000円とするものでございます。

その概要は、過日の臨時議会でご議決いただいた職員の給与改定に伴う人件費補正と、国の災害査定に認定されました災害復旧費を含めた災害関連経費が主な内容でございます。

以下、歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

職員の人件費補正は、異動も含めまして約3,600万円の減額、民生費の子育て支援では、子ども手当の支給額が変更になり、約900万円の減額になります。

また、民生費の特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計への繰出金2,177万1,000円は、県資金（町債の繰上償還分）が主なもので、一般会計と一緒に繰上償還を行う予定です。農林水産業費の萩生川西地区の基盤整備事業は、事業費1,750万円の追加補正です。林業基盤整備費でも県単林道改良事業等が事業費の追加となり、1,080万5,000円の追加です。災害復旧費では、土木施設、農林水産業施設の災害査定があり、土木施設災害復旧費で2,109万円の追加、農林水産業施設災害復旧費で4,197万3,000円の追加補正になります。

以上が、歳出予算の概要であります。主な歳入の内訳は、地方交付税を7,996万8,000円追加、公共土木施設災害復旧費を1,095万円追加、農林水産業施設災害復旧費補助金を2,295万7,000円追加、災害復旧事業債を1,420万円追加し、臨時財政対策債を3,600万円減額するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

それでは、まず一般会計の5ページをお開き願いたいと思います。

歳入関係の地方債の追加の補正になります。これは災害に関するものでありまして、公共土木施設、いわゆる土木関係の道路関係なんですけれども、その災害復旧事業で、工事費全体は2,000万円ぐらいです。補助対象となったのが約1,600万円が補助対象ですよ。そのうちの3分の2につきましては、これが歳入で出てきますけれども、国の補助金がつきます。残った約540万円何がしなんですけれども、その540万円をこの地方債を充てるということです。なぜお金を借りるかといいますと、地方債については、ご承知のようにいろんな地方債がありまして、いわゆる交付税充当されます。ですから、自己資金が少なく使える、少ない自己資金で事業が済むということで、こういった債権を借りることにしています。この地方債については100%充当されて、地方交付税措置が95%あります。ですから、持ち出しは5%ということになると思います。

続きまして、林業用の施設、これ林道等になります。これについても同じです。工事費が3,250万円で補助対象となったのが約3,170万円ほどです。これについて補助対象の3,100万円から県の補助金が2,000万円ほどついて、その80%充当ということで880万円という起債になります。これについても、交付税措置が95%されますよということですので、こういった起債を借りることにします。

それから、臨時財政対策債の関係です。これにつきましては、臨財債というのは、いわゆる基準財政需要額を基礎として算出されます。ですから、基準財政需要額が決定すると、我が町は幾らですよという確定になります。予算上は、4億2,000万円を見ていたんですけれども、確定で3億8,400万円ということで、こういった補正をさせていただくということです。

続きまして、事項別明細7ページで歳入関係を説明したいと思います。

これについては、概略を説明していきますので、歳出等にみんな関連しますので、歳出等で原課から詳しい説明があると思います。

まず、9款1項の地方特例交付金です。これはいわゆる減収補てん、昔、小渕首相が恒久的減税というのをやって、それをしたときに、いわゆる減税をすると町に入る金が少なくなりますということで、その減収分の補てんということで始まった交付金です。これが確定と

ということで、△423万3,000円です。

それから、次の地方交付税です。地方交付税につきましては、普通交付税についてはほぼ確定はしてきています。ただ特別交付金のほうは確定していませんので、確定は3月にしていきたいということで、これについてはまだ余力があるので、ここで足らずめの7,996万8,000円をここに歳入として計上させていただいたということです。

続いて、分担金及び負担金です。民生費、この老人ホームの入所費用の追加については、10人を見込んだのが12人になったということで92万1,000円です。それから、農林水産業の関係は、先ほど町長が説明しましたように、萩生川西地区の基盤整備事業の受益者負担分になります。この歳入事業費の10%が入りますよということが、それが主な額になります。1,204万1,000円です。

続いて、国庫支出金になります。これも10月に改定になった子ども手当の関係です。子ども手当の交付金の減額が約900万円の△、それから事務取扱に関係する交付金の追加が32万7,000円ということです。

続いて、災害復旧の関係です。これが公共施設、さっきの540万円の関係です。補助対象になったのが1,642万6,000円の3分の2が補助ですよということで1,095万円になります。

続いて、県の支出金です。これも子ども手当の関係で改定に伴って5万円の追加です。

1枚めくっていただきまして、民生費の関係です。これも子ども手当の改正です。子ども手当が改正されますと、どうしても支出するのに今みんなシステムでいろんな支出をしています。そういったシステムの改修費ということで300万円の追加です。これは100%補助ということです。

続いて、農林水産業関係です。これも最初一番上が災害の関係です。台風関係で飼料用のトウモロコシの補助です。これ3分の2の補助が17万8,000円。県単小規模土地改良の関係、これも台風関係で9カ所です。約60%の補助で106万円ということです。続いて、地籍の調査の関係です。これ震災によって国土がずれました。多いところは5メートルぐらいずれたそうです。そういったことで座標点の変更に伴うものです。これが75%の補助で75万円です。続いて、林道の改良事業の関係、これユーシン線の災害復旧の関係です。50%です。305万円。特用林産物の関係、これシイタケです。シイタケの原木を6,000本追加ということで30万円の増額です。

続いて、教育費の関係です。これ災害の関係の扶助費です。その追加が169万5,000円です。

続いて、農林水産関係の施設の災害の関係です。農業用の施設、これ台風の関係で5カ所でこれも約60%の補助率で230万7,000円です。

続いて、林道関係です。約65%の補助率で2,065万円ということになります。

続いて、諸収入です。中山間地域等の返還金ということで、萩生堀井戸の関係で、いわゆるやったとき地区外が入っていたということで、地区外を抜いて要するに受益者からということ。

続きまして、町債です。町債と災害復旧事業債については、先ほど詳しく説明しましたので省きます。

続いて、歳出については関係各課よりそれぞれ説明しますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。よろしくお願いします。

それでは、歳出についてご説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

まず、各課にわたる人件費なんですけれども、さきの臨時議会でご議決をいただきました給与改定、またそれから人事異動によるものが主な内容でございますので、よろしくお願いします。

まず、1款1項1目議会費でございますが、これにつきましては、給与改定及び議員共済負担金の額が改定されたことによる28万3,000円の追加のお願いでございます。議員報酬並びに一般職3名分となっておりますので、よろしくお願いします。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費についてでございますが、給与改定に伴います1,374万5,000円の減額でございます。これにつきましては、総務費関係部門の43名分でございます。なお、時間外勤務手当につきましては、マイクロバスの運転業務、また防犯対策業務というようなことを主とする追加のお願いでございます。よろしくお願いします。

また、宿日直手当につきましては、防犯対策強化ということで現在2名体制で当直を行っております。これに伴う追加のお願いでございます。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 10目の運輸対策費であります。これJRの市城駅のトイレが改修になりまして、それに附属されていた駐輪場なんですけれども、何で市城駅だという話になってしまうんですけれども、対岸からの学生のほうが多いということで、当初建設した

ときも折半、中之条との半分半分でやりましたということで、今回トイレを壊して古くなった駐輪場を直すということで、またお願いしますということで、調べると、お宅のほうが多いよということなんで、経過もありまして、そういうことで半分ということでお世話になりたいと思います。31万9,000円です。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 続きまして、21目諸費でございますけれども、説明欄をごらんいただきたいと思います。防犯事業ということで工事請負費の追加のお願いでございます。これにつきましては、防犯灯の新設工事5カ所分の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

2項徴税費、1目税務総務費ですけれども、人事異動による人員の減及び給与改定に伴う減額分でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。職員の異動及び給与改定によるもので、6名分149万1,000円の減額のお願いでございます。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、12ページをお願いいたします。

2款7項1目ダム対策総務費でございます。異動及び給与改定に伴い1,191万6,000円の追加でございます。内容については、説明欄のとおりであります。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 事業課長。

○事業課長（蜂須賀 正君） お世話になります。

事業課につきまして、この12ページと13ページでございますように、8項の事業費並びに9項の温泉事業費の関係でございまして、これも職員の異動及び給与改定に伴うところの減額の補正でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） お世話になります。

それでは、3款の民生費でございますが、まず1目の社会福祉総務費でございます。説明

欄にありますように216万8,000円の追加でございますが、これはすべて人件費でございます。当初8名で計上しましたのが9名になりましたので、その分の追加でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 14ページをお願いいたします。

3目国民年金費でございます。職員の給与改定によるもので、1名分9,000円の増額をお願いでございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、4目の老人福祉費でございます。まず最初に老人福祉事業といたしまして、2,301万9,000円の追加をお願いでございます。内訳でございますが、老人保護措置費ということで、吾妻養護老人ホームへ措置入所しております。今年度になりまして3名が既に新しく入りまして、現在12名入っております。その方々の措置費2名分の追加でございます。124万8,000円です。それから、その次の特別養護老人ホームいわびつ荘特別会計への繰出金2,177万1,000円でございますが、これにつきましては特別会計のほうで説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、地域包括支援センター事業ということで、11万6,000円の減額のお願いでございます。これは職員1名分の人件費の減額でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目ですが、国民健康保険費でございます。職員の異動及び給与改定によるもので、5名分241万2,000円の減額のお願いです。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） それでは、民生費の2項の児童福祉費、1目の児童措置費でございます。まず初めに、子育て支援費といたしまして708万1,000円の減額のお願いでございます。これは歳入のところでも申し上げましたが、子ども手当関係でございます。まず、消耗品、それから通信運搬費、これは事務費でございます。全額事務費取扱交付金として入ってまいります。それから、子ども手当の交付でございますが、ことしの10月から子ども手当特別措置法が成立いたしまして、手当額が今までの一律1万3,000円から1万5,000円、

それから1万円の2段階になりました。それに伴いまして、手当総額が減となりましたので、894万3,000円の減額のお願いでございます。

それから、10月からの改正に伴いまして、システムの改修が生じます。手当の支給につきましては、来年の2月です。10月分からのものを来年の2月に支給いたします。それに間に合わせるためにシステム改修が必要となりますので、178万5,000円をお願いするものでございます。

なお、この改修委託料につきましては、歳入8ページのところにございます地域子育て創生事業県費補助金を活用いたします。100%の補助でございますので、よろしくお願いいたします。

それから、続きまして、2目の保育所費でございます。保育所運営事業といたしまして962万8,000円の減額でございますが、ここにありますように、職員13名分の人件費の減額でございます。

それから最後にあります備品購入費でございます。135万6,000円でございますが、これにつきましても、8ページにあります先ほどの地域子育て創生事業補助金を活用いたしまして、4つの保育所の保育室へ加湿機能付きの空気清浄機21台を購入するものでございます。その金額は、126万1,000円でございます。これは100%補助となります。

それからもう一つが放射線量の測定機器を1台、9万5,000円で購入して、定期的に放射線量のほうを測定していきたいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 3款3項1目災害救助費でございますが、56万8,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、就学援助費といたしまして、13名の方が原町小・中学校に入学しておりますので、その援助費の追加でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） 続きまして、4款の衛生費でございます。1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費でございます。まず保健総務費239万5,000円の追加のお願いでございます。これは、ここにありますように、11名分の人件費の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

それから、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金で105万6,000円の減額でございますが、

これは国保会計の特別会計のほうで説明がありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 同じく6目環境衛生費でございます。これにつきましては、太陽光発電システム設置費の補助金の追加でございます。100万円の追加でございますが、よろしくお願いいたします。

次に、7目公害対策事業費でございます。これにつきましては、16節原材料費、放射性物質作業に伴います材料費の経費でございます。内容といたしますと、土のう袋、ブルーシート、目印ぐい、山砂等約200世帯分を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） お世話になります。

6款1項1目農業委員会費でございますけれども、人事異動と給与改定による減額68万1,000円でございます。

次に、17ページの2目ですけれども、農業総務費でございます。これも人事異動と給与改定による、これは追加になります。それと、真ん中あたりにありますけれども、時間外勤務手当51万4,000円は、台風災害に対応してのものでございます。

次に、3目農業振興費でございますけれども、台風による飼料用トウモロコシに対する補助金で26万8,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、その下の段ですけれども、中山間地域等直接支払交付金返還金の4,000円のお願いでございます。

次に、6目の農地費でございますけれども、これは県営萩生川西土地改良事業に対する時間外7万5,000円と、事業費が1億円追加になったことによる町負担分7.5%の1,750万円の追加でございます。事業費については来年度以降の土地改良事業の予算がちょっと不透明だということで、できるだけ前倒しに事業を進めたいという県の意向に沿ったものでございます。

続きまして、県単小規模土地改良事業の委託料でございますけれども、農地・水保全管理向上対策活動の計画書の作成の委託料の減額100万円でございます。

次に、その下の部分でございますけれども、町単小規模土地改良事業の原材料支給の自動車借上料55万円の追加と工事材料費135万円の追加のお願いでございます。また、その下の建設事業補助金は、台風災害に対する町単小規模土地改良事業補助金の250万円の追加のお

願いでございます。

続きまして、一番下7目の地籍調査費でございますけれども、説明欄を見ていただきたいんですけども、測量調査を手伝っていただく方の謝礼で、事業確定による60万円の減額の願いでございます。続きまして、消耗品190万円の減額の願いでございます。それと、測量・設計・監理委託料が350万円の追加の願いでございます。これは、委託料の入札差金の減額は250万円、それと先ほど企画課長がお話しましたように、3月11日の震災により太平洋側に約40センチほど地殻がずれたことによる点検測量費の600万円の増額で、差し引きで350万円ということになっております。ちなみにこの処理は、東北、関東、甲信越、あとは山梨、富山、石川、福井、岐阜などが該当しているようでございます。

次に、18ページをお願いします。

6款2項1目の林業振興費でございますけれども、原木の共同購入支援事業補助金の36万円の追加の願いでございます。その下の有害鳥獣捕獲事業の負担金の願いでございますけれども、これはあがしし君工房の負担金91万3,000円の願いでございます。これは、昨年まではすべて吾妻広域町村圏振興整備組合で負担しておりましたけれども、余り西部のほうはイノシシ自体を搬入しないということで不公平ではないかということで、均等割の部分、3%の部分は今までどおり吾妻広域で負担しますけれども、残りの搬入頭数割の部分につきましては、各町村でお願いしますということで、東吾妻町については91万3,000円の追加の願いでございます。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 2目林業基盤整備費でございます。1,080万5,000円の追加をお願いいたします。内訳につきましては、広域林道吾嬬山線の災害に伴う応急復旧工事に対する負担金で、県の事業になります。事業費の50%、64万8,000円であります。ほか、県単治山事業で、これも災害対応に対する追加工事がありまして負担金になります。これは事業費の10%、170万円です。県単林道改良の補助対象ですが、ユーシン線、先ほど企画課長のほうからもありましたが、災害ですが、県の補助として改良でいただくようになっております。こちらにつきましては、測量設計及び工事で630万円、歳入の8ページ、4目の農林水産費県補助金で林道改良補助金追加305万円です。よろしく願います。

○議長（菅谷光重君） 説明の途中でございますが、ここで休憩をとります。

再開を11時15分といたします。

(午前 11 時 03 分)

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

(午前 11 時 15 分)

○議長（菅谷光重君）　続いてお願いします。

産業課長。

○産業課長（轟　馨君）　18ページの一番下の部分ですけれども、7款1項1目商工総務費でございます。これは人事異動と給与改定による追加のお願いでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

2目商工振興費でございますけれども、住宅新築改修等補助金の200万円の追加のお願いでございます。これはPR効果が既に出たものと思っておりますけれども、昨年の実績を大幅に超えております。これは町民の住環境の向上と町内業者の活性化を目的にしております。

次に、3目の観光費でございますけれども、大戸宿屋号看板整備事業の300万円のうち、町からの補助金75万円の追加のお願いでございます。これは補助率は県が50%、地元25%、町25%の事業費の内訳でございますけれども、事業主体は地元でございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君）　建設課長。

○建設課長（加辺　茂君）　続きまして、8款土木費、1項1目道路橋りょう総務費でございます。こちらにつきましては、異動及び給与改定並びに災害対応に伴います時間外勤務手当の追加で、403万6,000円の追加でございます。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君）　上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君）　お世話になります。

8款2項5目の下水道費でございますが、下水道事業特別会計への繰出金430万3,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計のところで説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 20ページでございますが、よろしくお願いいたします。

3目防災費でございます。これにつきましては38万9,000円の追加のお願いでございます。
台風12号などの対応を初め、不測の支出がありまして、今後を見込んでのお願いでございます。
よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 教育課長。

○教育課長（角田輝明君） 続きまして、10款教育費でございますが、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、給与改定等に伴います988万8,000円の減額と、放射線測定器5台の購入費47万5,000円のお願いでございます。

続きまして、4目通学バス運営管理費は、町所有のスクールバスの修繕料35万7,000円のお願いでございます。

続きまして、5目給食調理場運営管理費につきましては、給与改定等に伴います546万3,000円の減額のお願いでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費につきましては、給与改定等に伴います10万7,000円の追加と、東小の高圧柱上負荷開閉器の修繕料70万円及びスポーツ振興センター見舞金15万円の追加のお願いでございます。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、給与改定等に伴います5万円の追加とスポーツ振興センター見舞金63万円の追加のお願いでございます。

22ページをお願いいたします。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費につきましては、給与改定等に伴います232万5,000円の追加のお願いでございます。

5項社会教育費、6項保健体育費につきましては、職員の時間外勤務手当の追加のお願いでございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 続きまして、23ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1項2目道路復旧費でございます。町道の国庫補助対象による災害復旧費で2,109万円の追加でございます。既に災害査定は完了しておりまして、岩井、小泉、五町田地内の3カ所でございます。内訳につきましては、給料につきましては事務費、需用費につきましては工事雑費であります。町道災害に関しましては、町単独費となっております。

す。

次に、２項１目林業施設災害復旧費でございます。林道の国庫補助対象の災害復旧費であります。3,337万9,000円の追加でございます。災害査定は本月19日から21日の予定となっておりますので、申請額を基準にしております。北榛名山線、植栗・小泉・泉沢地内で6カ所、坂倉線、本宿地内で2カ所となっております。内訳は、給料につきましては事務費、需用費につきましては工事雑費であります。こちらは林道災害に関しましては、国庫補助の対象となっております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 2目の農業用施設災害復旧費でございますけれども、これは台風災害による追加のお願いでございます。消耗品費6万円の追加、それと委託料で測量・設計・監理委託料が120万円の追加。次に、自動車等借上費用51万8,000円の追加。それと、工事請負費で国・県の補助を使わせていただきまして681万6,000円の追加のお願いでございます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査いたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、事業勘定歳入歳出それぞれ1,222万4,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ18億9,040万1,000円とするものでございます。

歳入では交付等の決定を受け、国庫支出金等を調整するもので、国庫支出金3,000万円の追加、療養給付交付金1,900万円追加、前期高齢者交付金1億8,471万7,000円減額、県支出金1,385万6,000円追加、共同事業交付金2,900万円追加、繰入金7,511万1,000円追加、繰越金2,997万4,000円の追加です。

歳出では、後期高齢者支援金等406万3,000円減額、前期高齢者納付金等10万9,000円追加、老人保健拠出金127万9,000円減額、介護納付金1,664万6,000円、諸支出金81万1,000円追加です。

次に、施設勘定歳入歳出それぞれ12万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,283万2,000円とするものでございます。

歳入では、繰入金105万6,000円減額、繰越金92万8,000円の追加です。

歳出では、総務費60万7,000円減額、医業費47万9,000円の追加です。

最後に、町の国民健康保険給付費は年々増加をしており、被保険者数は減少する中、1人当たりに要する医療費が増大していることから、保険給付費も年々伸び続けております。その一方で、被保険者に高齢者や無職者を多く含み、経済状況の悪化の影響により、課税所得も年々減少していることから、保険給付の伸びに見合う財源を確保できない状況にあります。こうしたことから、町の国保財政の収支不均衡を改善し、町民が将来にわたり安心して医療を受けることができる環境を整えるため、早急に東吾妻町国民健康保険事業運営安定化計画を策定し、点検管理を行います。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

東吾妻町国民健康保険特別会計事業勘定から事項別明細書により説明をいたします。

では、6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款1項1目国庫支出金、療養給付等負担金3,000万円増額、4款1項1目療養給付費交付金1,900万円増額、ともに前期高齢者交付金の確定によるものです。

5款1項1目前期高齢者交付金1億8,471万7,000円の減額、これにつきましては額の確定によるもので、また平成21年度の精算によるものです。これにつきましては、21年度に

概算額といたしまして4億8,738万9,575円をいただいております。平成23年度に額の確定がいたしまして3億7,263万8,983円ということで、返済額が1億1,533万4,784円ということで、大きな金額となりました。

続きまして、6款1項2目県支出金、財政調整交付金1,385万6,000円の増額、8款1項1目共同事業交付金2,900万円の増額、9款2項1目基金繰入金7,511万1,000円増額、すべて交付金の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

10款1項1目前年度繰越金2,997万4,000円増額、額の確定によるものでございます。

では8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金405万7,000円減額、同じく2目事務費拠出金6,000円減額、額の確定によるものでございます。

4款1項1目前期高齢者納付金11万4,000円増額、同じく2目事務費拠出金5,000円減額、すべて額の確定によるものでございます。

5款1項1目老人保健医療費拠出金127万5,000円減額、同じく2目事務費拠出金4,000円減額、これも額の確定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

6款1項1目介護納付金1,664万6,000円増額、これも額の確定によるものでございます。

11款1項1目諸支出金、一般被保険者保険税還付金20万円増額、同じく3目償還金61万1,000円増額、国庫支出金等超過交付返納金の追加によるものでございます。

続きまして、施設勘定11ページをお願いいたします。

事項別明細書によりお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目繰入金105万6,000円減額、一般会計繰入金の減額でございます。

5款1項1目繰越金92万8,000円増額、これは額の確定によるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

1款総務費、1項1目一般管理費60万7,000円減額。内訳でございますが、2節給料から4節共済費まで給与改定によるもので、合計70万9,000円減額となります。職員の人件費3名分でございます。9節旅費2万2,000円増額、医師の研修会による旅費並び宿泊費でございます。19節負担金、補助及び交付金8万円増額、退職手当組合負担金3万5,000円、医師研

修会負担金 4 万 5,000 円の増額となります。

以上が、国民健康保険特別会計の事業勘定及び施設勘定の説明でございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

すみません。

2 款 1 項 5 目検査費でございますが、47 万 9,000 円の増額のお願いでございます。これにつきましては、血液検査等委託料の追加でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12 月 14 日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第 3 号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第 11、議案第 3 号 平成 23 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第 2 号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 3 号 平成 23 年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、起債の繰上償還等に伴う追加と、人件費の減額によるものでありまして、差し引き 2,613 万 4,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 2 億 5,034 万 2,000 円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長訂正。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） では、訂正をお願いいたします。

説明後半のところで、歳入歳出それぞれ2億5,106万4,000円とするものでございます。おわびをして訂正をいたします。よろしくお願いをいたします。

それでは、読み上げまして再訂正をお願いいたします。

今回の補正につきましては、起債の繰上償還等に伴う増額と、人件費の増額によるものでありまして、差し引き2,685万6,000円を追加をし、歳入歳出それぞれ2億5,106万4,000円とするものでございます。訂正をいたします。どうも申しわけございませんでした。よろしくお願いをいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（加辺光一君） ただいまは大変失礼いたしました。

それでは、4ページをお願いしたいと思います。

まず歳入でございますが、前年度決算によりまして繰入金が確定いたしました。そして歳出の不足分を一般会計のほうからお願いするものでございまして、2,177万1,000円の追加をお願いするものでございます。

5款の繰越金でございますが、先ほど言いましたように前年度決算で確定いたしましたので、508万5,000円の追加のお願いでございます。

続きまして、5ページの歳出をお願いいたします。

1款総務費でございます。1目一般管理費でございますが、説明欄をお願いいたします。一般管理費として340万4,000円の減額のお願いでございます。内訳ですが、職員15名分の人件費が486万円の減額となります、合計で。そして最後に、燃料費追加ということで、暖房用のA重油でございますが、当初単価見込みが69円で見込みましたが、今現在89.9円ということで20円ちょっと値上げになっておりまして、その差額分の145万6,000円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、2款の公債費でございますが、元金で3,026万円の追加のお願いでございます。説明にもありますように、繰上償還分でございます。この内訳でございますが、2本、2口がございまして、平成13年度末に借り入れた1,460万円と、その後の平成15年度末に借り入れた4,900万円の残金の来年度以降の元金の償還金でございます。合わせて3,026万円のお願いでございますので、よろしくお願いをいたします。なお、これによりまして、いわびつ荘の償還金はゼロとなりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第12、議案第4号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに430万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,897万5,000円とするものでございます。

歳入としては、一般会計繰入金の430万3,000円の追加でございます。

歳出としては、総務費553万2,000円の減額、建設費360万円の追加、施設費623万5,000円の追加でございます。

内容としましては、人件費の減額と公共下水道工事費及び農業集落排水岩下矢倉地区の工事請負費の追加、施設管理費の消費税納付金、放射性物質保管のためのプレハブ購入や汚泥分析費の追加によるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、4ページからの事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金430万3,000円の追加のお願いでございます。追加の主な理由は、工事費や消費税納付金の増加に伴うものでございます。

続きまして、5ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費553万2,000円の減額をお願いでございます。これは、職員の異動、給与改定に伴う人件費の減額と臨時職員3カ月分の賃金の追加でございます。

次に、2款1項1目の建設事業費360万円の追加でございます。これは、公共下水道事業の取り付け管及び公共ますの設置、それから工事に伴う電柱移転の補償金の追加、農業集落排水岩下矢倉地区のマンホールの高さ調整の工事費の追加に伴うものでございます。

次に、3款1項1目の施設管理費623万5,000円の追加でございます。これは、公共下水道事業の電気料追加と、自家発電装置始動用バッテリー交換による修繕費の追加と、6ページをお願いいたします、汚泥分析委託料の追加ですが、これは吾妻浄化センターから再資源化工場に搬入した汚泥と、当町以外の処理施設から搬入された汚泥等まぜ合わせ製品化した時点の放射性物質分析費用の一部負担分でございます。

消費税納付金の追加であります、公共下水道事業分140万円、浄化槽整備事業分200万円分の340万円の追加でございます。

消費税の確定申告では、平成22年度までは還付でありましたが、公共下水の事業減により納付に転じましたので、追加をお願いでございます。

農業集落排水箱島岡崎地区の汚泥分析委託料の追加でございますが、汚泥の放射性物質検査でございます。農業集落排水岩下矢倉地区の汚泥肥料成分分析委託料の追加でございますが、2年に一度の肥料登録の際に、成分分析結果の添付が必要となるための分析費用と、汚泥の放射性物質検査委託料の追加でございます。

備品購入の追加でございますが、箱島岡崎地区と岩下矢倉地区の汚泥から脱水乾燥し、ペレット化した肥料の保管のための物置の購入費用でございます。

以上であります、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第13、議案第5号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計補正

予算（第２号）案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第５号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第２号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに750万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,113万2,000円とするものでございます。

歳入といたしまして、繰入金250万円の追加、雑入といたしまして、群馬県八ッ場ダム水源地域対策事務所からの補償金500万円の追加でございます。

歳出といたしましては、維持管理費の人件費２万円の追加、工事請負費748万円の追加でございます。この内容は、群馬県施工のダム関連工事に伴う配水管布設がえ工事と、減圧弁交換工事でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋利夫君） それでは、４ページをお開きください。

事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入ですが、４款１項１目の繰入金で、基金より250万円追加でございます。

次の６款１項１目の雑入でございますが、松谷地内の八ッ場ダム関連の砂防工事に伴う配水管の布設がえ工事に対する補償金500万円の追加でございます。

続きまして、歳出をごらんください。

１款１項１目の維持管理費でございますが、異動及び給与改定に伴う人件費の追加２万円と、新巻給水区の減圧弁交換工事及びダム関連工事による配水管布設がえ工事に伴う工事請負費748万円の追加のお願いでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第14、議案第10号 東吾妻町営土地改良事業（松谷）計画についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 東吾妻町営土地改良事業（松谷）計画について、提案理由の説明を申し上げます。

水源地域対策特別措置法によりハッ場ダムが国の指定ダムとなり、利根川水系、吾妻川、ハッ場ダムにかかる水源地域整備計画が閣議決定され、その中で本地区はダム関連事業により受ける影響を緩和し、農業振興に資するために必要な事業として位置づけられております。

本地区の現況は、国道やJR工事の影響により、区画形状の不備並びに道水路網の不備により、農業所得の安定、向上の障害となっております。このため、早急に整備することで所得の安定のみならず、農村環境の改善、農地の保全を図る上でも必要性が高い事業と考えます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

それでは、添付させていただきました東吾妻町営松谷土地改良事業計画の概要により、ご説明させていただきます。

1として、目的として、面積11.2ヘクタールの区画整理で、農用地の集団化、汎用化により生産性の向上と農村環境の整備を図ることとしております。

2、所在地は、東吾妻町大字松谷で、範囲は表のとおりとなっております。

現況は、水稻及び野菜の複合経営で、区画は不整形で道路は狭小であり、営農上大きな支障となっております。施行に係る地域は、農用地8.9ヘクタール、道水路等0.6、非農用地

1.7で、全体面積は11.2ヘクタールとなっております。

3、全体計画の概要は、道路を拡幅し区画整理して農地の集団化で機械化の効率的利用を図るものとし、農用地域には整地工、道路工、用排水路工を施工し、非農用地区域では農用地保全に必要な工事を行います。

4、換地計画につきましては、区画整理し、農地の集団化と道水路の整備を行うことにより樹立が必要であり、基本方針としては、従前の地積は登記簿地積とし、集団化の方針と非農用地換地評価及び清算の方法を表記のとおり定め、公共用地の編入承認に係る地積を0.6ヘクタール、換地処分時期に関する特例を表記のとおり定めております。

5、概算事業費につきましては1億4,700万円で、内訳として工事費1億4,400万円、事務費300万円となっております。

効用としましては、生産効率、営農経費節減効果、走行経費節減効果、その他で826万6,000円となっております。

そのほか、添付図書といたしまして、位置図、計画概要図、施行に係る地域、事業費の負担区分と割合の予定、特別徴収金に関する事項を記載した書面を添付させていただいております。

なお、根古屋地区は完了し、三西第2地区と細谷地区についても施工中で、松谷地区についても、ダム関連の重要な事業でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（菅谷光重君） 日程第15、議案第11号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更

及び規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更理由は、次の２点であります。

１点目は、広域行政圏計画策定要綱が平成21年３月31日をもって廃止され、また当該組合の第４次総合計画も平成22年度で終了したことから、組合規約中の広域町村圏計画に関する事務についての規定を削るものであります。

２点目は、中之条町と六合村の町村合併が平成22年３月28日に行われたことに伴い、当該町村に係る平成22年度の町村負担金の経過措置の規定を削るものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

新旧対照表、最後についているものですが、それをお開きください。

いわゆるこういった広域町村計画の策定義務づけが廃止されたという経過の中で、右側、旧を見ていただきたいと思うんですが、１号と２号と７号にこの計画についての文言があります。ですから、この条項が、要するにこの３つの号が削られますよということです。それと、字句訂正として下のほうの旧の20号を見ていただきたいと思うんですが、19号、20号で障害者自立支援法、19号で何年の法律の123号ですよというふうに説明していますので、二重で説明する必要はないということで、これは要するに字句整備ということになります。

こういった条項整備によってページを開いていただきまして、この３条第10号、旧で書いてあるものが、いわゆる３つなくなったんで10が７になりましたよという第３条第７号に規定するという読みかえです。

それと、右側旧の一番下にあるように、中之条町と六合村編入合併によって、22年度についてはいわゆる２町村を足した形で負担金等を取っていたということで、それが今回から１町村になりますよということの改正です。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

12月14日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長（菅谷光重君） 日程第16、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しますので、その審査を12月14日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分審査くださるよう申し上げます。

なお、次の本会議は12月15日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

（午後 零時02分）

平成23年12月15日（木曜日）

（第 2 号）

平成23年東吾妻町議会第4回定例会

議 事 日 程（第2号）

平成23年12月15日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第 6 号 東吾妻町総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 7 号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 8 号 東吾妻町税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 9 号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 1 号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案
- 第 6 議案第 2 号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 第 7 議案第 3 号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）案
- 第 8 議案第 4 号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- 第 9 議案第 5 号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）案
- 第10 議案第10号 東吾妻町営土地改良事業（松谷）計画について
- 第11 議案第11号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について
- 第12 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第13 発委第 1 号 意見書の提出について（年金受給資格期間の10年への短縮を求める意見書）
- 第14 発委第 2 号 意見書の提出について（拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書）
- 第15 発委第 3 号 意見書の提出について（医療・福祉従事者の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書）
- 第16 閉会中の継続審査（調査）事件について
- 第17 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	菅 谷 光 重 君	２番	佐 藤 聡 一 君
３番	根 津 光 儀 君	４番	樹 下 啓 示 君
５番	山 田 信 行 君	６番	水 出 英 治 君
７番	轟 徳 三 君	８番	茂 木 恒 二 君
９番	金 澤 敏 君	１０番	青 柳 はるみ 君
１１番	須 崎 幸 一 君	１２番	浦 野 政 衛 君
１３番	一 場 明 夫 君	１４番	橋 爪 英 夫 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 澤 恒 喜 君	副 町 長	渡 辺 三 司 君
教 育 長	高 橋 啓 一 君	総 務 課 長	高 橋 春 彦 君
企 画 課 長	武 藤 賢 一 君	保健福祉課長	加 辺 光 一 君
町 民 課 長	本 多 利 信 君	税務会計課長 兼会計管理者	佐 藤 喜知雄 君
産 業 課 長	轟 馨 君	建 設 課 長	加 辺 茂 君
上下水道課長	土 屋 利 夫 君	事 業 課 長	蜂須賀 正 君
教 育 課 長	角 田 輝 明 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	小 林 一 喜	議会事務局長 議係	水 出 悟
議会事務局 主 任	角 田 光 代		

◎開議の宣告

○議長（菅谷光重君） 皆さん、おはようございます。

お世話になります。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前 10 時 00 分）

◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第 6 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第 1、議案第 6 号 東吾妻町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 12 月 7 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第2、議案第7号 東吾妻町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、議案第8号 東吾妻町税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、議案第9号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 何点か調査をして確認したんですが、不安な部分があるので質問をしておきたいと思います。

1点は、完成をしていない駐車場を設置管理条例の中に入れるということになるんだと思いますけれども、その辺の何というんですかね、適切かどうかというんですかね、有効性も含めてですけれども、ちょっと明確に教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 完成は確かにしておりませんが、駐車場としての活用ができるということで、砂利舗装ではありますが、今回一般に供用させていただくということで条例の改正をお願いしております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 説明はわかりました。完成したものをというのが、やっぱり原則になるんだと思うんですね。そういった意味でいくと、それを暫定的に供用していく。ですから、設置管理条例に入れてやっていくんだという話になるんだと思いますけれども、それを否定はしませんけれども、町として、その辺のところが適切かどうかの判断は今言ったような形でしたというふうに理解したとします。簡単にいうと、完成していないという部分であると、仮設の部分等が附帯施設でつくような気がしますけれども、事故が起きたときに管理責任を問われ賠償問題、そういった問題に発展する可能性というのがやはりあるんだと思います。まして人が年じゅう行っているところではないと思いますので、そういったことを考えたときに、この間、建設課長は万全の体制をとりますという話を私も聞きましたけれども、本当の意味で万全の体制がとれるのかというのが、非常に疑問に感じます。簡単にいえば、アクセルとブレーキを踏み間違っただけでガードレールを突き破った。だけど、ガードレールがちゃんととめられるものがなかったからって賠償請求が起きるような時代なんだと思います。そういったものを考えたときに、暫定供用の部分でやるというところで、責任を持って万全な体制というものが本当にとれるのか、この辺について、建設課長はそういうふうにしますと言っていますので、町長にそれだけ確認しておきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 舗装がまだ完成しておらないということでございます。

一般的に下層の碎石を仕上げた段階で、暫定的に利用すれば、車等の重みでより圧力がかかってしっかりした地盤ができ、そしてまた表層の舗装をやることによって効果が出てくるという、そういう効果をねらっているわけでございます。

しかし、今、議員がおっしゃったような安全の面が心配されるわけでございますけれども、近くに天狗の湯等もございます。そのようなことから、極力、職員がその点を、安全を図ってまいりたいと思います。

また、ガードレールにつきましては、設置は既に完了している状況でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 駐車場の性格からいえば、ある意味使って転圧して、その後舗装というのは、理論上わからなくはありません。周りにフェンスがつくという話も聞いています。

ただ、やはり将来的に猿橋をつくるというような前提の中で、単管で仮設でフェンスをつくるような部分もあるというふうにも聞いていますので、そういったことを考えると、万全の体制というのがどこか、私にはちょっとよくわかりませんが、町長が判断して責任を持って出しているので、大丈夫なんだと思いますけれども、そういう意味で聞いたということですから、せめて、そういう意味では、今言ったように、天狗の湯の職員が行って管理ができるかというのはちょっと微妙な部分もありますけれども、ぜひそれだけをここで明確にお約束をいただきたいと思います。

それと、これとは直接関係ないんですが、この条例に関係ある部分かなと思いますので、今年度、同じような施設、駐車場が幾つか整備されているんだと思います。それは、この条例の中になぜ入らないのか、全く別な条例で設置管理条例をつくるというのであればいいんですけれども、ここに条例に該当してくるのであれば、これにより先にそれが入ってくるような気がするんですが。具体的に言ったほうがいいですか。滝ノ沢だとか古谷だとか、幾つか駐車場を多分整備しているんです。その辺のところの見解だけちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 先ほどのご質問でございますけれども、ことし、須賀尾のほうとあと古谷の駐車場を整備させていただきました。それで、まだ考えられるのが幾つかありますので、調査の後、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、そういったものがこの条例の中に入ってくるという意味ですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 目的がちょっと違うかもしれないということで、その辺も含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。これ以上は言いませんけれども、簡単にいうと、課

が違ったらその辺の手続がしていないよというのでは、やはりまずい話だと思いますので、たまたまこれから検討していて、それをつくる予定だったのかもしれませんが。そういう善意に解釈したいと思いますけれども、やはり先にできて完成しているものが設置管理条例をつくらなくて、暫定供用するというものが設置管理条例で入ってくる。この辺がやはり不自然さというのは、どうしても整合性だとかを考えると感じますので、これから先、先ほどの何ていうんですかね、万全な体制のお約束も含めて、町長にその辺だけちょっと最後に確認したいと思います。町長、お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 産業課と建設課の対応の違いがここに出たということでございます。

今後はその点はしっかりと統一性をとったような形で進めるようにしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 町長の答弁で、課が違うからというのは理由にはならないんだと思います。なぜかという、多分これを入れるに当たって条例審査会等にかけているんだと思います。そういった中で、そういうものが引っかかってきかないとおかしいんですね。だから、その辺の機能的なものに要因があると思いますので、そういったものの整備も含めてきちんとやっていただくということをぜひお願いしたいと思います。

この直接、この十二沢パーキングに関係ない部分もちょっと質問してしまいましたけれども、関連がありましたので、質問させていただきました。

最後にそれだけ、多分事務的な部分の責任は副町長がやっているんだと思いますので、その辺だけ答弁していただけますか。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 条例審査会の委員長ということで答弁させていただきたいと思います。

条例審査会での落ち度というものもあるんじゃないかということなんですけれども、一応条例審査会等では、その内容等の審査を行っているような状況でございます。かといって、それをないがしろにしているわけではございませんので、十分その辺も注意しながら、今後進めていければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思います。

私が言いたかったのは、課が違いますから出て来ないのはわかるんです。でも、そういったものを全体把握している立場ですから、そういう意味では、ことしこれが整備されていて、こっちが出ていないのにこっちがというのはすぐ気がつくんだと思います。そういう配慮を常にやってほしいということの要望です。答弁は結構です。これについてはもう結構です。

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第5、議案第1号 平成23年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） これもかなり議案調査という形で原課にお邪魔したりして調整したんですけれども、どうしてもよくわからない。多分原課でもよくわからない部分があるんだと思いますので、お聞きしたいと思います。

6款2項1目あがしし君工房運営費負担金91万3,000円についてお聞きしたいと思います

けれども、調査した段階で、その施設そのものは広域の組合の負担金が3分の2、県の補助金が3分の1という負担をして、工事費が3,900万円ほどかけて獣肉加工施設というような形、あがしし君工房を整備したというふうに聞いているんですけども、その後の運営費の負担金という形なるんですかね、広域組合の負担金ですべて支出しています。その内容のすべてをふるさと市町村圏基金の運用益、これをすべて充当している。ある意味、うまく出してきたんだと思うんです。これ多分、今回その基金の運用益がいよいよ出なくなってきている。そういった状況の中で、こういったものを配分することを考えなければならないというので、多分今回町村に負担金を求めようとしているのかなというふうに推測されるんですけども、そこでお聞きしたいんですけども、何というんですかね、施設の所有というのはどこになるのか、まずお聞きしたいんですけども。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） この施設は平成18年に、議員指摘のように、吾妻広域町村圏で3分の2、それで県の補助金を3分の1をいただいて3,930万円でできた施設でございます。

それで、施設自体は当時はJAあがつまに合併していなかったもので、沢田農協の織物の建物があったんだそうですけれども、それを改造してつくったというふうに伺っております。それで、建物自体はいまだにJAが所有している。それで、中の機材の部分とあと多少中の改造をしたそうですけれども、その部分については補助金を使って改善したというふうに、建物自体はJAから借りているというような格好に今もなると思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうすると、その施設というか設備した部分の所有というのはどこになりますか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 所有というと難しくなるんですけども、管理は今、補助金をもらうときの、町村でなければもらえないということで、中之条さんが代表でもらうような格好になって、管理運営は中之条さんが今されております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私もそれがよくわからないんですよ。当時、それを直した負担は広域がほとんど負担しているんだと思います。そういった意味で、広域のものかなと思った

らそうでもないのかな。そうすると、負担金を出していくんだと思いますけれども、今回負担金を予算計上しています。それはいろいろ郡内の担当で協議して、これは公平だろうということで、均等割と頭数割でなされたということについては、私は別に特に異論を唱えるつもりはありません。また、有害鳥獣の防止というか、そういう意味でいっても、やはり必要な部分、施設なんだと思います。

でも、その負担金というのは、こういう予算計上をして出てきますけれども、どこに払うんですか。

○議長（菅谷光重君） 産業課長。

○産業課長（轟 馨君） 先ほども申しましたように、中之条さんが管理運営をされているということで、中之条さんが取りまとめて、最終的に委託先のJAのほうに支払われるというふうに聞いております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。ぜひ後でいいんですけれども、この施設の決算内容だとか赤字の要因、そういったものをある程度こういう実態なんだから、これだけ負担金が必要なんだよという明確な資料って全くわからないんですよ。多分原課でもわからないんだと思うんです。そういう状態の中で予算計上して、はい、そうですかって出すのはちょっと不自然ですので、それは、きょうは無理だと思いますので、きょう持っていないですよ、そういうものね。なければ、後でいいですから、教えていただければと思います。

それで、これ負担金に計上してきましたけれども、法令外負担金になるんだと思います。そうすると、通常だと多分、法令外負担金の審査会、こういったものを通じて適当と判断したんだと思いますけれども、その辺について、いつやって、そういうものをちゃんと把握してやっているのかどうか、所有もよくわからない、負担もどうやってしているのかわからないというような実態の中で、その判断をどうして出したのか、ちょっと聞きたいんですが、審査会は、副町長があれですか、総務課長ですか、じゃそれは総務課長のほうからお願いします。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 法令外の負担金につきましては、郡内の総務課長会議という中で、事前の審査という形で行っております。

この案件が出てきた、日時というのはちょっと私も今覚えていないんですけれども、実態

に即して成果、例えば草津であるとか、そういったところについては、今までの負担方法では実際にイノシシをそこへ出していないのに負担が大きいというような説明を受けた中で、こういった方向が妥当ではないかということで、事前の審査のほうはさせていただいたというふうな記憶をしております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そういうものを審査したというふうに解釈しましょう。

私も草津とかから1頭も持っていかないのに負担金を取られているのはおかしいという論理があったのも聞いている。それは確かにそうだと思います。でも、実際に出しているのは、直接負担金で取っている部分ではないんですね。基金の運用益から出していますので、だから直接出している部分ではないんだと思います。そういったことの整理もきちんとできなくて、これが出てきているような感じがするので、ちょっと不安があるので、今聞いているんですけども、広域組合として、今後、この間出していただいた資料、18%相当分、各町村3%でしたっけ、取っていくのであれば、それを今度11月末かなんかの議会の補正で組んだというふうに聞いていますけれども、予算を。そうすると、広域の組合として、何というんですかね、負担金を徴収するための規約によって定めるとか、そういう手続が必要になるんだと思うんですが、その辺がどうなっているかというのはわかりますか。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 突然聞いたので、多分戸惑っているんだと思います。結構です。

私が言いたいのは、これを出すことについては、運用益がもうなくなっているということを見ると、各町村で負担するのであれば、先ほど示したような18の82ですか、頭数割とのバランスが、もう一度じゃ言い直します。均等割が各町村で3%で合計で18%、頭数割で82%をそれぞれの町村で負担する。この考え方というのは、多分担当者がしっかり論議して決めていただいたんで、そんなに間違った数字ではないと思いますので、それは否定しません。ただどこに払って、そこへ払うのが適当かどうか、また決算状況がどうなっていて、本当にそれが足りない部分なのか、そういったものをきちんと見きわめて出していただく、この作業だけしていただきたいと思います。予算に計上しておくことでそれをちゃんと確認して出していただければ、それはそれでいいんだと思いますので、その作業だけちゃんとやっていただくことが必要だと思います。できれば、本来は議会に提案するときに説明できるように、そういうものをきちんと整理していただくのがいいと思います。でも、多分私もわ

かりませんでした。原課に行って聞いてもよくわからない。現状は多分そうだと思います。原課もよくわからない。ですから、広域に関する部分というのは、もう少しみんなが目を通してしっかりしなければいけない、そういう部分になってくるんだと思います。基金の運用益でやっているんだからいいんだという程度の判断でやってきているような気がしますので、その辺のところきちんと明確にして支出の段階でお願いできたらと思います。

先ほど申し上げた、要求した資料は、後ほどで結構ですから、いただければと思います。

最後に、その辺のところを理事の立場で、広域の理事の立場で町長いますけれども、今後その辺の対応をきちんとしていただくことが、広域圏に少なくともかかわる部分でしょうから必要なんだと思いますので、町長の考え方というのを最後にコメントいただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 広域圏は直接担当するものが極めて少ないというふうな部門でございまして、非常にわかりにくい状況にあります。今後は、そのようなものを理事会でよく討議をいたしまして改善をしてまいりたいと思います。また予算要求、予算の編成等も、よく今後は理事が目を通していくような形にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひそれをやはり真剣にやっていただけますか。理事の立場って非常に重いので、理事が決めたことって大体決まっていってしまいますので、実態を把握しないで理事さんがみんな寄ってわいわいって決めてしまうと、後で広域圏の中条病院の交付税の問題もそうですけれども、そういったものに発展する可能性もありますので、ぜひお願いしたいと思うんです。

ほかにも以前から指摘されているように、先に執行しておいて後で予算づけをするというようなケースも見受けられるようにも思いますけれども、それについては今回は言いません。ただ、きちんとそういうものを事前に、何というんですかね、議会にかけて議決をして予算を執行して事業を執行していくという姿勢だけは、なるべく早い機会にやっていただくように努力をしていただきたいと思います。その辺のところだけ、そうですね。総務課長でいいですから、ちょっと関連も多少あるんだと思いますので、そういうことをきちんとやるということだけ、ぜひやるかどうかということだけ、ぜひ答弁いただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ご指摘のような内容につきましては、必要なものについては事前

に議会等におかけして執行できるように考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） それでは、質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

14番。

○14番（橋爪英夫君） 補正予算についての自由討議をさせていただきますが、私、この補正予算を見させていただいて、人事院勧告による、いわゆる給与の削減というか減額という結果で、人事院ないし県に準じて当町も行うということで、ここに補正予算を示されましたけれども、そういう中で見て、国はご存じのように、暮れのうちにできない状況で、多分年明けにまたそういう論議がされてくるんだと思いますけれども、給与の適正化という面からしても、今回の減額がどうこれからの状況になっていくのかわかりません。

そういう中で、全般的に見まして、災害があった関係から総務関係、建設関係、それから農林関係の時間外が若干ここに計上されています。ということは、それだけ仕事が多くあったという解釈になるのかと思うんですが、そういう中で、社会教育関係については、やはりこれも若干なり出てきております。これら等の時間外手当は日曜行事が多いから不足して時間外を出すのか、それとも職員のクエスチョンで出すのか、その辺私もちょっと中身は聞いておりませんからわかりませんが、大体一般的に今ごろになって時間外が出てくるというのは、一般的な今までの考え方でありましたけれども、やはり世の中が変わってくるに当たって、いろいろな状況も変わってきます。

そういう中で、先般の文教厚生常任委員会での町長に伺いました。職員は一生懸命やっています。自負して言っていたので、その町長の言葉を受けとめて、私も議員という立場で頑張りたいと思っておる次第でありますけれども、そういうことからして、適材適所の面はいろいろあるかと思うんですが、そういう中で、若干の時間外が、今回は台風被害でこう出てきただけで、それ以外は大分見当らないというのが私の実感でありましたので、ここで補正の関係で自由討議として、私の感想というか、そういうのを述べさせてもらったわけであります。

ぜひとも、これからも、大阪の維新でありませんが、やはり変えていくということ

は重要でありますので、ぜひ町長にそういうことを踏まえて、今後の町政をお願いしたいということでもあります。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 自由討議です。

ほかにありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに自由討議、ないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第2号 平成23年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑も特段ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第7、議案第3号 平成23年度東吾妻町特別養護老人ホームいわびつ荘運営事業特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第8、議案第4号 平成23年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算（第3号）案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第9、議案第5号 平成23年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第10、議案第10号 東吾妻町営土地改良事業（松谷）計画についてを議題といたします。

ここで建設課長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

総務建設常任委員会におきまして、本事業計画の事業主体及び事業期間についてご質問をいただきましたので、説明させていただきます。

本事業計画の事業主体につきましては東吾妻町、事業期間につきましては平成24年度から平成27年度となっております。

また、さきに提出させていただきました事業計画概要書の添付図面で位置図の地区名が吾妻町営松谷地区と誤った記載になっておりました。こちらにつきましては、本日お配りいたしました位置図に差しかえていただき、訂正とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（菅谷光重君） それでは、本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第11、議案第11号 吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本件については、去る12月7日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 何か私ばかり質問して申しわけないんですが、いろいろ説明を受け調査をしましたけれども、廃止する理由というのが、どうも私にはどうもよく理解できない。それで確認したいんですけれども、町長が理事なので理事さんに聞くしかないのかなと思いますが、前の計画というのが昨年3月で終了していたというふうに聞いていますけれども、その後、この規約で定められたものをことしの今まで何でつくらなかったのか、策定しなかったのか、それを教えていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この計画につきましては、理事会等では何のものも出てこなかったわけでございます。その後、企画課長のほうで、その点につきましてよく調査してございますので、企画課長からその点についてご説明申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） お世話になります。

総務建設常任委員会等でも議論になりまして、そこでもお話はしてきたんですけれども、一応平成19年4月1日から地方分権改革推進法というのが3年間の時限立法でできました。

これの大きなことはどういうことかといいますと、いわゆる国等が義務づけとして、こういうような義務でちゃんとしなさいよ、こういう枠組みをちゃんとしなさいよ。例えば、義務でいえば、今回の総合計画の基本構想の可決はなくなる。自治法の第2条第4項の廃止の問題ですとか、そういった義務づけを廃止しますよ、そういう議論。それから、枠づけでしたらば、人口このぐらいだと議員の定数はここまですよという限界数値を取っ払うとか、そういったものをずっとこの間検討しております。この法律の中で、地方分権改革推進計画、地方分権改革に向けた推進計画をつくりなさいよということが決まっていて、21年12月にこれが示されました。

このときの骨子が幾つかに分かれていまして、その中に、要するに計画等の策定及びその手続の見直しという条項がございます。その中の総務省関連で地方自治法につきましては、先ほど可決いただきました第2条第4項が削られますよと、それと同時に広域連合の広域計画の公表にかかわる規定ということで291条の7というのがあるんですけども、これも削除になりました。この経過の中で、このものがつくられてこなかったということだと思います。

もう一点、なぜ21年の段階でこういった結論が出ていたにもかかわらず、今回の改正になったかというのは、その辺の流れというのはちょっとつかみ切れないんですけども、広域が22年になぜやめたかといいますか、いわゆる今回8月に自治法が改正になった。ですから、22年3月段階は改正になっていないんですけども、その辺を調べましたら、総務事務次官の通達がありまして、総務大臣のもとに定住自立圏構想研究会、いわゆる広域に関する研究会を設けまして、そこでいわゆる21年5月に定住自立圏構想研究会報告書というのが出ていまして、その中の決定事項として、いわゆる6月27日に閣議決定された事項の中に、広域行政計画策定要綱については、21年3月31日をもって廃止することとしますというような通達が出ています。

ですから、自治法的には今回しっかり整備されたんですけども、こういった通達のもとに広域のほうに通知が入って、その当時の理事会において協議を行って、この計画をつくっていかなくていいだろうというような結論に達したんだというふうに推測されます。

それともう一つ、計画についてちょっとご説明しますけれども、非常に立派な計画書です。うちの総合計画と同じような計画書です。内容を見ますと、当時8カ町村、これ平成13年につくられましたから。8カ町村の総合計画のうちの重点項目というか、そういうものをピックアップしてただ集約しただけというふうに聞いております。

当時の担当等に聞いても、そういった形で提出をしてまとめるという、いわゆるこういった義務づけについては無駄ではないかというような、そういった総合的な地方分権の議論の中から生まれた政策だというふうに考えております。

そういうことで、当時の理事会も、広域については各町村、自治体とは違って、そういった構想をつくらなくても、これを集めたただけだったら余り意味がないんじゃないかというような判断のもと、こういったものが削除されてきたというふうに理解しております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 単純に言いますと、規約でつくることになっていて、つくらなかった。だとすれば、先に規約を改正してつけないという規約改正をしておけば、こういう問題が多分起こらなかったんだと思います。もう1年以上もたってから、要するに改正して削るよと。それでは、やはり不自然ですし、今言った総合計画というか、広域の計画そのものが各町村のを網羅しているという話ですけれども、ということは、本来の計画とやはり違うもので処理してきたんだと思います。要するに、法が改正されたとはいえ、計画をつくるなと言っているわけじゃなくて、何というんですかね、義務づけがなくなりましたよということなんだと思います。

今のは、本当に理事会でそういう論議がされたかというのは多分疑問がありますけれども、町長のさっきの答弁とちょっと違うような気がしますけれども、そういうものがあって、理事会で判断したとしましょう。そうすると、今言った、例えばもう余りこんな程度のものは要らないから、策定が必要でないという判断したというふうに、理事会でしたというふうに理解したんでいいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、私が出席を始めた理事会からは、そういうものはなされなかったというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そんなことはないんだと思いますけれども、でも、今回ここに出てきているのは、理事会で決定したことが各町村に議決を求めているんですから、全く論議がなくて、これが出てくるということはある得ないんだと思いますけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、私が出る以前の理事会で既に協議済みであっ

たのかというふうに推測しております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。前の理事会でそうだったんだという想定で答弁をしていただきましたけれども、先日、全員協議会でも、報告の中で、文化会館とツインプラザを突然中之条町に移管するというような話があったというふうに聞いています。あったんですよね、報告がありましたから。今回解決することになりましたけれども、中之条の病院の交付税問題、また基金の問題など、いろいろな面で規約や条例に基づかない処理をしているケースって結構あるんですね。

そういった中であって、非常に各町村の目が届かない、中之条に任せっきりになっているという状態の中で、やはり広域としてどういうふうにやっていくんだという、それぞれの施設をこれからどういうふうに運営していくんだという基本的な考え方というか計画がなく、広域運営ってできていかないんだと思います。私は少なくともそういうふうに感じます。

だから、いろいろな問題が出てくるんだと思います。さっきの獣肉施設の問題もそうだと思います。よくわからない。だけれども、まあまあ広域のことだからというのでやってきたのが現実なんだと思います。それがここへ来て矛盾点がみんな出てきている。そういった観点からいきますと、広域の計画そのものは各町村の計画を網羅するなんてのは計画じゃないですから、きちんとしたものを自分で所管しているものをどういうふうにしていくかという計画は絶対必要だと思うんです。本当にそれが必要でないというふうに、町長、前の人が決めたんだからと言いますが、自分でもそういうふうに思いますか。理事として今。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のご提言は大変重要だというふうに、妥当だというふうに思っております。

今後はそういう広域全体の計画というものも、議会の皆さんのご提言もあるというふうなことを理事会におつなぎをして審議をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そういう考えがあるのであれば、これを廃止しちゃったらもうつくれないんですよ。計画をつくる部分とか調整をする部分を抜こうと言っているんですから。多分私だけじゃなく、そういうふうに考えている人は多いと思いますよ。特に、私が今言っているのは、各ほうからいろいろやってきて、そういう問題点が出てきている今だからこそ、これが必要なんだと思っています。その証拠に、町がさっき言ったように、これから先も法

の規制の縛りはなくなったとしても、計画は町の総合計画とか基本計画というのはつくっていく、こういうふうに判断しているんですね。なぜかという、地方分権の時代になったら自分たちでそれをつくって、自分たちでこれから先計画をしっかり持ってやっていく、これが大切なんだと思います。広域も同じだと思います。

いいですか。1つの小さい町村ぐらいの規模の予算を持っているんですよ。それが全く無計画でやっていいなんてということにはならないと思いますよ。いいですか。広域組合というのは消防、福祉センター、勤労青少年ホーム、海の家、文化会館、中之条病院、火葬場、救急医療、ふるさと基金、共有林、老人ホーム、ツインプラザ、消費生活センター、そのほかにも各種の広域に処理する事業、非常に重要な事業、町単独でできないからみんなでやっているんですよ。これからもっと広域連合になっていくという考え方の中で、さっきの法改正なんかもなされている部分があるんだと思いますけれども。でも、どう考えてみても、地方分権、その時代になっている。そういった中で、この計画そのものは、私はもう廃止するどころか、これからもっとしっかりした計画をつくらなければいけない、そんな時代を迎えているんだと思いますよ。

ですから、これからの何というんですかね、しっかりした計画を持って適正な運営を行うという意味からいけば、私は今言ったように、町長もちょっとさっきそれらしいことを触れましたけれども、その計画そのものを逆にしっかりつくるべきだと思いますけれども、町長、本当にさっき言ったのをもう一度、何ですかね、理事会に持っていくという話をしましたけれども、その前に、あれですかね、そういう考え方を持っていてくれるなら、私はきょうは少なくとも、これについて賛成に立つつもりはありませんけれども。町長が少なくともそういう気持ちがあるのであれば、きょうの提案そのものはやはりおかしいんじゃないかと思いますが、その辺の見解をもう一度聞かせていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の件につきましては、いわゆる計画についての義務づけがなくなったということでございますので、その広域圏組合自体で計画を立てるなということではございませんので、今のご提言をおつなぎをして、理事会で、新しく理事会も1月以降新しくなるわけでございますので、協議、審議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私の、じゃ解釈が違うんですかね。共同処理する事務に広域圏の計画の策定というものを除くというふうに、これ規約改正になっているんだと思いますけれど

も、意味が違いますか。私の言っているのが違いますか。

いいですか。今まで旧で広域町村圏計画の策定、広域町村圏計画に基づく事業の実施についての連絡調整、(7)広域町村圏計画に掲げられた連絡協議機構に関する事務、これらについては、これからはしませんよというふうに規約を改正するというふうに理解したんですけども、ちょっと違うんですか、じゃ。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほども申し上げましたように、ご意見、こういうものを理事会になぎまして、審議、協議を続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 議員のご指摘のように、内容については1、2、7を削るということになっています。それで、今までの流れの中で今回条例等が改正されておりますので、先ほど町長が申しましたように、今後、町村圏の計画等については理事会のほうにつないでよく検討するということだと思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 私が言っているのが違うかどうかって聞いたんです。

この事務をしないよというふうに改正するので間違いだと思う、そういうふう書いてあると思いますけれども、そうすると答弁が違いますよね。もう既にここで議決して、各町村で議決されれば、これなくなるんですよ。

それから、おい、もう一度計画つくるべやとまた提案するんですか。そんなことってないでしょう、やっぱり。それは非常に不自然ですよ。それに、私がさっき言ったように、かえってこれからのほうがこの計画そのものというのは、基本的な部分の計画というのは必要なんです。なぜかという、海の家ももう老朽化してきてどういうふうにしようか。文化会館は中之条なんて話がありますけれども、老朽化していますよね。西部の火葬場だって改修に入ったりしていますよ。いろいろな問題がこれからどういうふうにするかという非常に重要な時期を迎えているんですよ。その中で、その方向性が示せない、そんな行政のあり方なんてあり得ないですよ。そのレベルでいくのであれば、うちの町だって別に総合計画やら基本計画なんてつくらなくていいんですよ。それは極端な例ですけども。

そういうふうに考えたら、町長がそういうふうに考えているんだら、この議案は上程しちゃっているんですね。撤回というわけにはいきませんが、これは上程したことはおかしいと思いますけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今回の上程につきまして、ご理解をいただきまして、今後は全国の中の1つの広域組合、吾妻広域組合として今後とも協議してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 改正の後段の中之条の負担金は22年度に限りというふう部分は、これはある意味、しないといけないんだと思いますけれども、その部分は別に改めてもう一度議決をしてもらうのでも、それは全然問題ないと思いますので、正直言って、今の答弁じゃとても納得できませんけれども。

私だけ納得できないのか、それはわかりませんが、簡単にいえば、広域というものがきちんと計画を持って、いろいろ課題が出てきてもちゃんと決めてやらないと、私は少なくとも、さっき言ったように、突然文化会館を中之条に、ツインプラザを中之条にというのが出てくるというのは、そういうあらわれですから。そういうことを考えると、この廃止そのものについては、やはり絶対おかしい。これが私の考え方ですので、町長の答弁は、最後は要りませんが、さっきの町長の答弁からいくと、とりあえずは廃止はしておいて、また後で協議していくという話ですと、非常に矛盾があると思います。だから、その辺だけはとても納得はできません。でも、これ以上多分答えないと思いますので、質問はそれで終わります。答弁は結構です。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 私も自治法の2条4項をこういう形で出してきたんだと思うんですが、新しい計画、事務処理の中には全くその(1)(2)がなくなって、その下からになっております。共同処理事務だけをこうやっていくのか、その辺の計画の関係が話の経緯で、事務担当段階でどういう話があったか、その辺をきちんと確認しないと、私も判断が付きませんので。

議長、時間もありますので、暫時休憩して、その辺のところを、事務局で確認できればしていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ここで休憩をとります。

休憩を11時20分までにいたします。

（午前11時07分）

○議長（菅谷光重君）　ただいまより再開をいたします。

（午前 11 時 20 分）

○議長（菅谷光重君）　続いて、お願いいたします。

企画課長。

○企画課長（武藤賢一君）　繰り返になってしまうんですけれども、今回の改正のお願いというのは、国の大きな流れの中、要するに法律改正の流れの中の一改正だというふうに理解しております。

広域町村圏、この広域町村圏は、例えていえば、一自治体とだというふうに考えていただければと思います。その一自治体の中の規約というのがあります。これは県下の規約です。ですから、自治体でいえば、どちらかというと地方自治法に近い感じだというふうに私は思います。

そういった規約がまずあります。その下に町と同じ条例、規則を持っています。条例、規則等でいろいろな施設等に関しても、その中に議会であったりとか教育委員会であったりとか、そういった部分が全部、いわゆる自治体としての体裁を持った条例を持っております。いろいろな施設についても、そういう中で議論されて整備されているんだというふうに理解しています。

自治法が改正の中で、自治法が改正になってくると、そういう中で、規約に乗っかっていた同じ部分は、私はどちらかといえば、上位法的な規約、条例より上位法的な規約ですので、その部分はこういった形で削ってもいいんじゃないかと。

一場議員がおっしゃったように、基本的に構想を持って当然自治体であるからやるべきだと思います。ただこういったものが、いわゆる義務づけの中で、国の義務としてこれをつくって提出しなければだめだよという中でつくったのが、吾妻郡内のいわゆる総合計画を寄せて集めてかためてつくったみたいな、それでは無駄でしょうということで、多分義務づけ、枠づけというのが見直されてきたのが、この間のいわゆる法律等の整備の流れだというふう

に理解しています。

ですから、言っていることが同じなんだと思います。ただ流れとすれば、そういう自治法から、規約からという流れ、法律改正の流れ、ただ自治体としての分権というのはどんどん強まっています。ですから、強まった分権に対しては、当然そういったものを議論しなければいけないということで、先ほど町長が言ったように、理事会の中で、そういったものはこれからだんだんやっていきましょうというような。あとは、組織についても、この間の理事会で若干議論が出てきて、いつも理事長が中之条というのも、今議論の上に上がっているというふうにお聞きしました。そういうこともあるので、そういうところから徐々にということで、今回のこの改正については、そういった流れの改正なんですよということをご理解いただいて、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 企画課長、私が質問した内容と違って、今、課長が考えているというか、それをお話いただいたのだらうと思うんですが、私もこう考えてみると、(1)番の消防に関する事項からいろいろしていく中で、やはり消防署1つにとっても、広域消防の問題、これら等は、庁舎が古くなったから何とかすべやいという話で、広域の理事さんが話を出して、そこでこうあだこうだしていく、そういう今度は計画になってしまうのか。それとも、なかなか人員の配置や場所の配置やいろいろ広域消防の問題も、水面下ではとんでもないところの話でそういう話を聞かないわけでもありません。今現在、当町にありますけれども、そういうものを1つにとっても、わかりやすい広域行政というのをしていくのには、やはりこの計画そのものがわかりやくなければわからないという点からして、どうもその辺がいまひとつわからないんですけれども。

これからこうですよというような、それだけのことなのか、ちょっとその辺、課長、どうなんですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 非常に難しい問題でして、私がなかなか答えられないような範囲の話になると思います。

先ほど言いましたように、広域も、広域とした1つの自治体としての体裁を持っているとすれば、その中にいわゆる我々と同じように、執行機関の仕事をする補助機関としての職員がおります。最初にできた当初というのは、各町村から事務局にも派遣していた、当町からも派遣をされていたという歴史はあります。そういう中で、いろいろな流れの中で、今、中

中之条町に事務所というか事務局もありますし、もう一つは、あれだけの17億円近い予算の中で会計処理もしっかりしていかなければならないということの中で、会計管理者も中之条町が兼務をされております。そういう意味では、かなりの事務量だというふうに私も理解はします。

そういうことを考えたときに、どこの町村もそれが担えるかというとなかなか担っていけない。中之条と多分我が町ぐらいしか、そういった意味では、主体的には担っていけないんだというふうに思います。そういう議論が今、理事会の中でも始まってきているということです。それは本当にうちのほうで2回の議決でいろいろな問題を投げかけていただきました。そういう中で、広域というものが少し変わっていかなければいけないだろうという議論にはなっているんだと思います。

ですから、今、橋爪議員がおっしゃったように、そういった歴史、いろいろな歴史があって、例えば消防のお話を聞くと、草津の大火事で草津に消防団ができて、広域消防というような、発展したというようなお話を聞きますし、そういうことを聞くと、やはり歴史の中で積み上がってきて、今回、中之条病院の問題の中でまた少し活性化されるんじゃないかというふうには期待をしておりますし、理事も、町長もそういった気持ちで今臨んでいるなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 14番、橋爪議員。

○14番（橋爪英夫君） 理事長さんのところは、町長選挙も控えているし、いろいろ情勢がこれからまた変わってくるような状況だと、私なりに判断しておりますけれども。ただ広域の局長さん以下、いろいろな職員の方が変わっていかないと、その時々が変わっていかないと、どうもちょっとあぐらをかきすぎているのかなという感が私なりにはするんですけれども。それはそれとして、これから町長にもぜひその辺のところはしっかりやっていただきたい。

私が一番心配するのは、救急医療の問題でも、救急車を要請すると、私のうちのところまで救急車が来るのは23分かかるんです、夜の8時ごろ。車はそんなになんないと思うんです。そういう状況下に住んでいる人もいる、こういう広域消防の救急関係の救急医療対策の事業なんかもありますし、重要な項目がいっぱいあるわけでありますので、計画なり、そういう町村の実情はお互いに出し合っていい広域をつくるための施策をやっぱりやっていかなければならないと思いますので、その辺のところをぜひ今後お願ひしたい。

どうも計画については、余りただ削るだけではつきりわかりませんが、課長、聞い

てくれなかったようですけれども。事務局に聞いてもわからないということなんですか。
そうであればそうで、しょうがない判断しますけれども。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 事務局は、いわゆるこういった法律の流れに沿って手続をするという提案といたしますか、事務的なものをつくって上げるという中で、執行機関である理事会でもって審議されてきて、こういった提案になったというふうに理解していますし、事務局でそれ以上もそれ以下もないと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか。

2 番、佐藤議員。

○2 番（佐藤聡一君） 今のお話、私もちょっとよく理解できないんですが、町長さんというか理事さんの間が、今の中澤町長の前の段階でこれが決まっているという話も先ほど出ましたよね。要は、それで改正してこなかった部分もあるし、今、企画課長の話でいくと、上位法、国のほうの法律が変わってそれに付随して、この規約ちょっときょう配られたんですけども、見させてもらおうと、この法律に関しては、広域の規約という解釈の中の改正なのか、上位法に絡んでいて今の部分が削られるのかがちょっと私も見えないので、上位法に関連してどうしてもこれを削るんだという、そういう中の、上位法に絡められないというか、法律が通らなくなるということがよくあるので、その改正は上が変わることによって変えてくる必要があるものなのか。あくまでも、私が思うには、これ広域の中の話の規約の改正に見えるんですけども、そうすると、この改正というのは逆にいうと変な話になってきちゃうし、その辺が私も、上が変わる必要性があって変えていく必要があるのか、上は地方分権だから地方で考えてくださいよという改正だけで、じゃ今度はさいころ投げられたこちらの判断として、要はうちの広域のこの規約でいけば、そこのところは同じに考えないよというのか、やはり考える必要というか、どういうふうに言ったらいいんだ。同じに右に倣えという解釈でこれをただ単純に解釈したのか。私も考えるに、この広域圏の策定というこの項目を消すと、やはり広域圏のいろいろな問題、この項の問題は別にしても、全体の計画をつくるころの根拠がなくなっちゃうのかなという気はしているんです。その辺が今の理事会の中でどういうふうになってきたかも、今の町長の答弁だと、前の方の話で決められたということもあるし、それを今ここで改めて投げられた状況が私にもよく理解できないので、もう一回、国のほうの広い大義としての憲法改正というか法律改正に絡んで、これが出てきたのかという部分がもう一回確認したいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） まさに地方分権改革推進法の中で上がってきています。地方分権の推進改革法自体が、いわゆる先ほどから言っているように、なかなかこれは私も理解しづらかったんですけれども、義務づけ、枠づけを見直していきます。今までは義務化だったんです。ですから、つくらなければならない。何でもかんでも。だから、裏を返せばつくればいいんだ、そういうんだったんです。前、総務のときにもちょっと例え話で出したんですけれども、収入役という特別職がありました。これは今でも会計管理者という形でそっくり持っています。だけれども、収入役としての特別職というのが時代の中で要らなくなったというか、それがいわゆる町長の執行支出命令に対しての牽制といいますか、そういった機能をなしてなくて、町のいわゆる町長と同じような特別職として町長代理で団体との接触ですとか、そういうのを担っているんで、特別職としての収入役は要らないだろうというようなことです。ですから、それと同じような形だというふうに思います。

ですから、これは広域圏が判断することです。義務づけは廃止しますよ。義務づけなければならないという地方自治法の291条の7という法律は削除しますよと。あとはあなたたちで考えなさいという中で、理事会の中では考えてきたんだと思います。

もう一つが、さっき言ったように、総務事務次官の自立推進に関する定住圏、いわゆる広域圏に対してそういった策定は21年3月をもって廃止していいですよみたいな、そういう通知の中で、そういう流れの中で、これを持たなくても、その下の、当然、広域には条例もありますし、規則もありますので、そういったものでクリアできるだろうという、ここからもう推測になります。判断の中で、理事会の中で判断をしてきたんだというふうに思われます。

確かに、じゃ何で早く規約改正をしなかったんだいという話になったときに、正式に出たのが、今回の自治法の一部改正だったので、ここだったというふうに私は理解しているんですけれども、さっき町長がお話ししたように、ここ1年ぐらいの理事会の中で、こういった話が出てきたかといえば、出てきてはいないです。

ですから、本当にそういった流れの中で、広域としての執行機関が、理事会が判断をして、この項目は規約から削っていこうと。だけれども、違うものは条例等があって、いわゆる先ほど見たように、概要等で一施設一施設をしっかりと把握して運営体制をつくればいいんじゃないかというようなことになっているんだというふうに理解しております。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 今のお話の中で、条例が見えてこないのでは何とも言えないんですが、例えば、今上位法のほうで、どうしてもある程度整合性がとれないから小分けさせてもらって、条例のほうでその部分が残っているという話でいい、何もないということですか。

要は、そうなると上位法との関連性、関連性がないというか、要は自分で考えるという法律になるわけだね、この領域になってくると。要は上位法はそこは地方分権法で改正してください。要は皆さん考えてくださいという法律を改正しました。今度は広域のほうは、それを受けてこれを消す理由という部分がないのかなという気も、逆に言うんですよ。もう一回考える必要があるのかなという部分があるんですけども、消す理由が、今の上位法はこのところで必要性があるので、ここは関連するので消しますと、上の法律に合わないので、ここを消させてくださいと。改めて、違う内部の規約というか法律でその部分を補完していくという話のように、今聞こえたんですけども、条例のほうであるよという話が。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） 地方分権というのはそのとおりだと思います。いわゆる国は義務づけをとりました、梓づけもとりました、あとは地方が考えなさい、自治体で考えなさいというのが、多分この地方分権なんだと思います。

そういう中で、広域は広域としての地方分権の中の一執行機関ですので、そこで判断をしてこの規約は削ってもらおうと。当然、その中から条例の中で必要なものについては条例化していくんだろうというふうに、それが普通の流れだと思うんです。

うちの自治体、当町でも考えてもそうです。いわゆる基本構想が10年あります。まだ今年目ですかね。総合計画です。あと5年のやつを来年1年でつくっていきますよという、計画でいきますと。当然、基本構想10年に向けての町のあり方というものをまたしっかりつくります。じゃその次に、本当にこの基本構想をどういうふうにつくっていけばいいかというのは、またその間際になったときに議論が出るんだと思います。そういうときに、もうつくりなさいという義務はなくなりました。義務がなくなったということは、町の責任において、例えば、自治基本条例ですとか、そういったもので町は町として対応しなさいよというのが、この地方分権の基本的な考え方だというふうに理解しております。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 改めてお聞きしたいんですが、要は上位法との関連はないという、今の話のないんじゃないんですけれども、当然あつての話の関連になるんだけれども、要はその縛りはないということでもいいわけですね。この改正案というか提起はね。

もう一つ今出たんですが、もしそういう話であれば、要は上位法、これを改正するのに付随して条例のほうも提案してこないと変な話かなと。要はこっちのほうだけ廃止しておいて、下のほうはつくらないよという部分は必要ないのかどうか。普通だと、上がなくしたので、今のお話だと、それにかわるものをどこかで当然出してこないとつじつま合いませんよね、今の話は。要はここで消すという話であるので、これ必要と考える、要は地方分権として考えるなら、やはり違うところでそれを補完する部分が、同時に上程されて、こういうふうに考えているのでここは消させてくれ、そのかわり、こっちの法律はここへつけ加えさせてくれという話が通常かなと私は思うんですけども、今のお話だと。要はここだけ消しちゃうと、今のお話の一場議員さん言ったように、全部消えちゃう話もありかなと。だから再度、もう一回、広域のほうで私としては検討してほしいなと思うんですけども。この条文に関しては、そういう意味からすれば。今の上の、どうしても消さざるを得ない、つじつまが合わないから消すんだというお話だと思っていたんですが、この暫時休憩の段階では。

それは今の段階だとなような話なので、改めて、だからその辺を含めてちょっと検討をお願いしたいなと思うんですけども。町長のほうへちょっとその辺の意見を。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどから申し上げましておるとおり、こういうものをつくらなくてもいいという義務づけがなくなったということでございますので、吾妻広域組合として、今後新たな概要をさらに充実させたような計画を立てていく必要があるのかなというふうに思いますので、その点につきましては、理事会のほうにつないで協議していきたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 佐藤議員、いいですね。

○2番（佐藤聡一君） はい。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 私もまだ理解が不十分だと思うんですけども、この現在ある削除するというのは、削除する自由もあるし、削除しない自由もあるということでいいんですか。

いわゆる上位法、地方分権があれば、義務づけがなくなったということで、それに伴って、今までの説明を聞いていると単に事務的に出してきたと。現状を踏まえて現実論で積み重ねた状態じゃなくて、上位法の改正に伴って義務がなくなったからこれを削りますよと。要するに、現実を踏まえていない議論で、そういうことできたのかなと。今、広域組合の現状であれば、かえって、今から現実論でいえば、あったほうがいいんだと、なくてはだめなんだ

という一場議員の質問の趣旨だったと思うんですけれども。

要するに、もう一度言いますと、削除する自由もあると、削除しない自由もあるという、それは組合の規約なんだから組合で決めなさいという考え方でよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） もうそこまでくると、私が答弁しても仕方がないんだと思います。

ただ法律上でいうと、義務づけが撤廃になりましたと。ですから、規約の中では広域圏の中で議論をしてやるだろうと。当然、私はそういった議論の中から生まれてきたものだというふうに理解しています。

その一例として、こういった基本構想を各町村の総合計画を集めたような基本構想であったらそんなに意味はないんじゃないか。ただ議論の中では、ずっと概要で皆さんのお手元にあると思いますけれども、各施設ごとに議論をされてきているということで、そういうことで足りるんじゃないかという判断のもとに削る決断をしたんだというふうに理解して上程しました。

○議長（菅谷光重君） 茂木議員、いいですか。

○8番（茂木恒二君） はい。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 私も上位法で地方自治ということで、法律がそういうふうになったということは理解できましたけれども、その地方分権ということは、我々がその法律をつかっていけということだというふうに理解をしています。

そんな中で、この広域というのは、各町村がそれぞれの事業ができないから、恐らくみんなして助け合ってやっていこうという趣旨のもとに始まったというふうに思います。そんな中で、唐突に文化会館、ツインプラザを中之条にくれというようなお話がありましたけれども、そういうことからして、何かこう見え隠れするような不信感もあるわけですね、個人的にですけれども。そんな中で、規約、条例という形でものが進んでいく中で、決まりごとというのは必要だと思いますので、その辺は町長はどういうふうに考えているか、もう一度お聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） この場の規約については、このようなことでお願いをしているわけですが、先ほども申しましたように、皆様のご意見等をおつなぎしまして、改めて計画等に関するものを制定して、その計画をしていくのがよろしいというふうなことで審議し

てまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 恐らく12月議会で、これも私の推測ですけども、各町村の議会でこの話が論議をされていると思います。

シビアに考えられるところと、そうでないところとかなりあると思いますが、その辺はかなり大変なものというふうに思っています。

また、ちょっとエピソードですが、昭和の大合併で5年ぐらい前にあったんですが、川場村が世田谷と合併したいというようなお話の中で、問題になったというのは広域の問題だったそうです。消防を含めてごみの問題が多かったという話ですけども。それほど広域というのはもう大事なものだというふうに思うので、やはりものを言えるような広域であってほしいと思いますので、理事さんを含めて、議長、副議長も格段な配慮をお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 山田議員、コメントは求めませんか。

○5番（山田信行君） それについて町長、エピソードを含めて、ちょっとご回答いただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） こちらといたしましても、説明不足の点もあるわけですが、今回の上程したものをぜひご理解をいただきまして、今後は新たな理事会がまた1月以降発足するわけですので、その中で皆様のご意見、そういうものを踏まえて計画を、この吾妻広域自体の計画というものをつくっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 1点だけお聞きしたいんですが、共同処理事務の中の今議論になっている計画の策定の関係で3つほど削除ということになっていると思うんですけども、これを現状維持のまま残した場合にどのような不都合等が考えられるのかお答えいただきたいんですけども。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（武藤賢一君） わかりません。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 規約をここから現状を見てみますと、策定要綱というのが国から出されているのがあって、多分これが21年3月で廃止になったということで、現実的には第4次吾妻の振興整備計画というんですかね。それが22年度で終わったというような説明だと思えますけれども。ですから、23年度は計画がないままに広域圏の運営がされているというふうな解釈でよろしいんですかね、町長。

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その点につきましては、答弁ができませんので、ご容赦をお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 私が広域のほうの議員になってから、組合の概要という資料、23年度版なんですけれども、その中に10ページなんですけど、広域町村圏計画の策定という部分があるんですけれども、そこで見ますと22年度で終わってもう計画は終了いたしましたと、第4次で。ということは、今23年度ですから、当然計画のないままに23年度が執行されているように私は解釈したので、確認の意味で今、町長にお聞きしたわけです。

だから、わかりませんという答えはないと思うんですけれども。本来ですと、ですから規約の中に乗っかっていますから、きちんと23年度においても、計画は立てるべきだったような気がするんですけれども、その辺、町長、どのような形で。町長……

（「わかりかねます」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 町長、ちょっと待ってください。質問者の声、もう少し、耳を傾けてください。

○11番（須崎幸一君） 町長が就任なさったのが昨年4月ですよ。ですから、22年4月ですから、当然、第4次の最終年度になるんですかね、広域に関しては。1年たって、ことしの3月で多分計画は終わって、23年度は何も計画のないままに広域圏のいろいろな事務処理等を行われているというふうに思っているんですけれども、その辺はあれなんですかね、理事さんの間の中では違和感というか、そういった論議というのは全然、町長就任してからないというふうな形で先ほど何か言われたんで、それで間違いないでしょうかね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 22年4月までさかのぼるということでございますけれども、その点については、特段私の中ではそういうものはないわけございまして、しっかり答えていただ

くのは広域圏議会で聞いていただくとはっきりした答えが出るのかなというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 理事ですから、提案者側だと思うんですけども、ですから、提案する側として6カ町村の一理事の立場で町長、きちんとその辺はですけども、計画がない中でいろいろな執行するというのはいいのかということと、あと今言ったもとのに戻りますけれども、この今出されているこのきょうのやつ、この議会で否決というふうになった場合に、特に問題があるのかどうかというのは、企画課長はわかりませんということだったんですけども、理事の立場でお答えいただきたいと思うんですけども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういった理事会にさかのぼって考えてなかなか出てこないわけでございます、そこまではっきりちょっと答えられないわけでございます。

これを否決されると、郡内のほかの町村が可決しても成り立っていかないということでございますので、その後の県に対する手続等々に支障を来していくというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 手続上、支障を来すという解釈でいいんですかね。

私が聞きたいのは、現実論として動いているわけですね、広域行政というのは。その中で、この規約がなくならないで現状維持のままでいったときに、何か支障は来すのかと、そういうことを理事の立場でお聞きしたかったんです。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、そういうものがなくて進めていたということでございますれば、新たな規約等も早急に考えて作成をして業務を続けていくというところが妥当な線だというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでございますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。自由討議です。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 自由討議をさせていただきます。

法的な裏づけがなくなったというのが、まさに地方分権の時代になったのだから、国が法律で規制するんじゃなくて、自治体が自主的に判断して適正な行政をしていけよということを意味しているんだと思います。

だから、当町でもその規制がなくなった後でも、今後、構想や計画は行政運営上必要であると判断し、それを策定する判断をしているわけです。それが、先ほどの総合計画審議会にそれを抜かなかった、そのあらわれだと思います。

簡単に言いますと、当町ではその計画をつくって計画的な行政をしていくのが自治体としてはいいんだという判断をしているわけです。これが現実なんだと思います。だから、法律の縛りがなくなったから、計画をつくらなくてもよいという考えは違うんだと思います。

広域組合で2年近く規約を無視して策定しなかったこと。これはある意味、見方を変えれば、理事長や事務局として怠慢といわざるを得ない、そんなふうに感じます。その上、先ほどから質問も出ていますけれども、理事会で十分な論議もしない、踏まえないで、その延長線上で今回の法の縛りがなくなったから策定しない、これではやはり本末転倒ではないかと私は思います。

予算規模だとか運営実態、今後の方向性などに加えて課題や問題点が出てきており、どれをとっても構成町村住民全体の利益を考えると、基本的な計画策定というのは絶対必要だと思います。

それは、要するに広域の憲法である規約の中にきちんとうたわれているということが大切なんです。条例の中でそんなものが入るはずはないんです。だから、広域をどういうふうに持っていくかという計画をつくる、それが非常に大事なんだと思います。ほかの町村がどういうふうに判断しようと、問題がある内容の議決については、やはりはっきりだめだという姿勢を示さないと将来に禍根を残すことになりかねません。

すなわち、正しいと判断するのであれば、この議案を否決することに自信と勇気を持つべきではないか、私はこう思っています。

私は、先ほど述べた理由から当然多少経費はかかるでしょう。でも、絶対に計画は策定すべきだと思う。ですから、この議案には賛成できません。

もう一つの改正点である別表中之条町の負担金に関する改正は、再度提案していただく、それで議決をしていく、そういう形で処理をしていただくことを強く求めて自由討議とさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

自由討議でございます。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 当町で策定している総合計画であるとか、きょうたまたま持っておりますけれども、過疎地域自立促進計画というものを読ませていただくと、非常にそれを編さんした方々の思想というものが反映されている計画だと思います。

私は議員活動をするのにこれをよりどころにしておりますが、そういったものがないと、広域圏も運営できなくなってしまうと思います。それが私の意見です。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

自由討議でございます。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りをいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立なし）

○議長（菅谷光重君） 起立なし。

したがって、本件は否決をされました。

ここで休憩をとります。再開を1時とさせていただきます。

（午後 零時01分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

なお、今、傍聴の申し出がありました。これを許可いたします。

傍聴なさる方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴なさいますようお願いをいたします。

また、傍聴席でございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にお返しくさせていただきますよう、

あわせてお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

(午後 1時00分)

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長（菅谷光重君） それでは、日程第12、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願4号及び請願5号については、去る12月7日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、ご報告申し上げます。

0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願。

町議会基本条例にのっとり、請願者の出席を求め審議いたしました。

本年4月にまたも年金が0.4%引き下げられました。高齢者が人間らしく生活するためには、現在の年金制度を根本的に変えなくてはなりません。これからの世代間の不公平や若者の年金離れ等の懸念があります。

よって、委員会では趣旨採択としました。

皆様のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 請願5号もあわせてお願いします。

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 請願5号 年金受給者資格期間への10年への短縮を求める請願について。

無年金者を多くしている原因の一つである長過ぎる受給資格期間の短縮を求めるものであります。

不安定雇用により連続して25年納められない人が多くなり、10年とすることで年金支払い意欲を促すことができる。

国民の老後の生活保障の上から、委員会では賛成意見が多く、採択としました。

議員の皆様のご賛同をいただけますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） ちょっとそこにてください。

報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(菅谷光重君) 委員長、自席へお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 自由討議、特にないようですので、打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(菅谷光重君) 討論なしと認めます。

最初に、請願4号 0.4%の年金引き下げをもとに戻すことを求める請願についての採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

もう一度起立願います、起立の方は。

起立の方、申し上げます。

2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、13番、14番でございます。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 起立多数。

したがって、本件は委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定をしました。

次に、請願5号 年金受給資格期間の10年への短縮を求める請願についての採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(菅谷光重君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

進行します。

請願 6 号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願書については、去る12月 7 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してあります。

文教厚生常任委員長から会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査の申し出があります。

本件については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

陳情 3 号及び陳情 4 号については、去る12月 7 日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、ご報告申し上げます。

まず、拡大生産者責任、デポジット制度、まず用語の説明からいたします。

使用済み製品、ごみを回収し清掃工場で燃やし、最終処分場へ廃棄する。また、瓶や缶、ペットボトルなどを仕分けをしてリサイクルする。この費用は行政が負担しています。ここにかかる費用をその製品の生産者に負担させるようにすることで、生産者は使用済み製品の処理にかかる費用をできるだけ下げようとします。結果的に、リサイクルしやすい製品や廃棄処理の容易な製品に移行することをねらっています。

OECD が提唱した概念で、経済的責任が製品の使用後の段階まで拡大される環境政策上の手法で、地方自治体から生産者に責任を移転する。生産者が製品設計において環境に対する配慮を取り込む。

デポジット金は預かり金のことで、以前、酒、ビールの空き瓶を酒屋さんに持っていくと瓶代金としてお金を返してもらうことが普通に行われていました。しかし、自動販売機やスーパーマーケットの出現により、それらの容器は持ち運びのしやすいパックやアルミ缶になりました。

その結果、容器はポイ捨て、使い捨ての格好の道具となりました。ごみとなった容器は自治体によって回収されますが、その費用は私たちの税金により賄っております。

以前行われていた仕組みを再現し、最終的にはメーカーが責任を持って回収、再使用する
というものです。

委員会では、町村負担、ごみ問題、環境問題の解決のため、採択すべきものといいました。

次に、陳情４号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を審査い
たしました。

委員会では、患者にとっての看護の質の向上と事故の軽減、きついと言われている医療現
場の担い手の確保のために採択といいました。

議員の皆様のご賛同をいただけますようお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、お帰りください、自席に。

質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

最初に、陳情３号 拡大生産者責任（ＥＰＲ）及びデポジット制度法制化を求める意見書
の採択についての採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定する
ことに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情４号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書について
の採決を行います。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定をしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第13、発委第1号 意見書の提出について（年金受給資格期間の10年への短縮を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 年金受給資格期間の10年への短縮を求める意見書。

公的年金制度の最大の問題は、無年金・低年金者が多数存在することです。この人たちにとって憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活を保障する」が遠いものになっています。無年金者を生む要因の一つに受給資格が25年という長さがあげられています。世界に例を見ない長期間の保険料納付期間が今後ますます無年金者を生み出します。

この問題の解決には、国民の老後の生活保障の上から避けることができない課題です。そのために、国民を豊かにして誰でも年金保険料を払えるようにすることが基本です。当面、無年金者を多くしている原因の一つである長すぎる受給資格期間の短縮をすぐにでもする必要があります。

年金の受給資格期間短縮は、社会保障・税一体改革成案でも提起され、多くの政党、労働組合などもその緊急性を主張しています。この問題に関しては既に国民的な合意ができているといえます。

地方自治法第99条の規定により、年金受給資格を25年から10年に短縮することを求める意見書を提出いたします。

○議長（菅谷光重君） ちょっと待ってください、委員長。

説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 自席にお戻りください。

質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第14、発委第2号 意見書の提出について（拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

(文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇)

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 拡大生産者責任（EPR）とデポジット制度の法制化を求める意見書。

ポイ捨てゴミの氾濫や廃棄物処分場の確保の問題、更にはごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ゴミ問題を取り巻く状況はますます深刻化しています。1997年4月から施行された容器包装リサイクル法は2008年4月に見直されましたが、依然として事業者の負担に比べて市町村の財政負担や地域住民の負担が大きく、ごみの発生抑制や再使用の

促進など循環型社会を実現するための効果は十分とは言えません。

持続可能な循環型社会を築くためには、わが国の大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクル型の経済社会を見直し、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要です。そのためには、生産者が生産過程でゴミとなりにくいような製品を作り、使用済み製品の回収・資源化まで責任を持つこと、すなわち処理・リサイクル費用のすべてを製品価格に含めた拡大生産者責任（EPR）の導入が必要です。また、使い捨て容器にはデポジット制度を導入することで、対象となった容器の高い回収率が期待でき、資源利用の促進や廃棄物の発生抑制、ポイ捨て・不法投棄の防止に対しきわめて有効な手段です。

すでに欧米などの多くの国では、省資源・資源循環を実現するために、拡大生産者責任やデポジット制度を導入し、使い捨て容器の使用を減らすことによるゴミ減量やリユース容器の使用促進に大きな効果をあげています。

よって、政府に対し、容器包装廃棄物の発生抑制、再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、OECDが提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について、積極的に検討し、早期に制度化を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ちょっと待ってください。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第15、発委第3号 意見書の提出について（医療・福祉従事者の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書）を議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） 医療・福祉従事者の大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める意見書。

東日本大震災では、医療崩壊・介護崩壊の実情が改めて明らかになり、その中で医師、看護師、介護職員など医療・福祉労働者の人手不足も浮き彫りになりました。

厚生労働省が2011年6月17日に出した「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについての通知」では、「看護師等の勤務環境の改善なくして、持続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤・交代制労働者等の勤務環境改善は、喫緊の課題」としています。安全・安心の医療・介護のためにも、看護師など夜勤・交代制労働者の大幅増員と、労働環境の改善のためにも、法規制が必要です。

震災からの復興、地域医療再生のためにも、医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、国民の負担を減らすことが求められています。

看護師等の大幅増員を実現し、安全でゆきとどいた医療・看護・介護の拡充を図るための対策を講じられるよう、下記の事項について要望します。

記

- 1 看護師など夜間交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔を12時間以上とすること。

当町原町日赤では1週38時間45分となっております。

- 2 医療・社会保障予算を増やし、医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
- 3 国民負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようございますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（菅谷光重君） 日程第16、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたら、お願いをいたします。

初めに、総務建設常任委員会。

12番。

（総務建設常任委員長 浦野政衛君 登壇）

○総務建設常任委員長（浦野政衛君） それでは、総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

閉会中の調査につきましては、10月12日に総務建設常任委員会を開会をさせていただきまして、植栗地区から、住民の方から出ました上流部にある十二ヶ原の畜産基地のところから汚水が河川に流れ出て、においだとか、また農業用水問題にも支障があるというような観点から産業課長さんと建設課長さんにも出席を求めまして、委員会室で委員会を開会をさせていただきました。

直ちに休憩をとり、後に現地のほうに出向き、委員全員で調査を行い、担当課長さん、職員の方から現況を説明をいただいた中で、今後、そのことについて、どう対策を取り組むかというふうなことがまず1点ありました。

それにつきましては、畜産基地の業者さんなり、県がこれは法人の畜産基地を町にあっせんしたわけでありましたが、当然そういったものを地域住民に今後どういうふうに対策を講じていくかというふうなことをぜひ説明会を開いてもらいたいというようなことが植栗地区の住民の方から意見がありましたので、そういうものを尊重して、当然十二ヶ原の畜産基地の経営している方々に、その趣旨を事務局のほうから説明をして、その対策にどう整理するかと。最終的には説明会を開いてくれるというふうなことで、町の担当課と県のほうの職員が日程を組んで11月25日に太田の公民館で説明会があったというふうなことを伺っております。

もう一点は、台風12号に伴う、この吾妻の広域で取り組んでいる吾嬭の林道というものをつくっているわけでありましたが、これが台風12号に伴って集中豪雨で、完成している部分が被害が起きて土砂が崩れたり、上の路側の部分から土羽が抜けておったりというようなことで、その対応方法についてどうしようかというふうなことで、これも現地調査をさせていただきまして、建設課長さん、職員さんも現地と一緒に同行いただき、状況を見させていただきました。

これの内容につきましては、かなりの状況、ひどいところがありまして、実際完成したところが被害を受けたわけでありましたが、この復旧方法についてどうするんだというふうに説明を求めましたら、これは災害認定になって認定の割合については50%、県のほうから金額が来て、残りの50%については町が持つんだというふうなことで説明を受けて、今回の10月12日の総務建設常任委員会の2項目の所管事務調査については終了をいたしております。

また、日付が変わりまして、11月17日に岩島の麻の里の会場の中で夕方5時45分から総務建設常任委員会を開会をさせていただきまして、今回、中之条病院、広域圏の交付税の分担金の問題について決議文を、私のほうから委員さんの中に提案をさせていただき、委員の

皆さんから意見をいただき、全会一致で11月28日に臨時会が予定されているものに向けて、総務建設常任委員会としての発議というふうなことで全会一致で出してもいいとの了解を求めて、当日の委員会を閉会をしております。

当然28日の臨時会では、その趣旨を私のほうから説明をさせていただき、賛成多数で認めていただいております。

以上であります、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 文教厚生常任委員会。

10番。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、閉会中の審査、調査の報告をいたします。

9月29日木曜日、10時より委員会室にて、教育長、教育課長出席のもと、テニスコート用地、中学校統合通学問題について審議しました。

長年にわたる課題のテニスコート用地の件につき、経過説明があり、通学問題については、5地域に教育長、課長が出向き、懇談会をすることを示されました。日程は議会報告会后、直ちにとのことでした。

去る11月25日金曜日、各保育園、預かり保育、学童保育について現地視察いたしました。岩島保育所、岩島幼稚園、大戸、原町保育所、あづま保育園及び学童保育ジャンケンポンの6カ所を10時半から午後5時まで現地視察及び審議いたしました。

午前10時、委員会室にて開会。教育長、教育課長より臨時会での補正予算の説明を受け審査した後、岩島幼稚園に同行、視察、岩島保育所からは加辺保健福祉課長が同行しました。少人数になっている保育所がある反面、ゼロ歳児保育と学童保育の希望がふえている実態があり、保育所の適正配置が必要ということで、建物の老朽化が進んでいる施設をどうするかという課題があり、委員会として、これからも調査していくこととしました。

（「議長、追加してよろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） はい、どうぞ。

（文教厚生常任委員長 青柳はるみ君 登壇）

○文教厚生常任委員長（青柳はるみ君） それでは、定例会中の常任委員会の報告をいたします。

12月9日金曜日、午前10時より委員会室にて、町長、副町長、教育長、教育課長の出席

のもと、委員会を開催しました。

中学校統合による通学問題懇談会に参加した方から質疑がありました。PTA、住民は統合し、平成26年開校の町の方角性を新聞発表で知ったことが納得いかないという声が多くあったことから、委員会も町が審議会の答申を受けてから開校の目途を発表に至るまでの説明責任があるとし、PTA及び地域住民との懇談会を要請しました。

町長からは「考えていく。また町政懇談会は6月頃を考えている」との答弁がありました。委員会からは早期の開催を要望しました。教育長からは「校長会で統合への目途をしっかりと伝えていく。また第1回の懇談会の内容をまとめ、通学問題審議会に伝える」との答弁がありました。これに対し、やり方が乱暴という住民の声が多々あり、委員会からも納得いく手順を踏み進めるよう要望いたしました。

午後1時より町民課長の出席のもと、特に国保について審議した後、放射線測定と除染について質疑しました。町ではモニタリングポストを設置することを決め長く計測していく。町民課だけでは対応しきれないので、除染チームを考えているとのことでした。

2時より保健福祉課長出席のもと、補正予算の審議の後、保育園、学童保育の視察を通し審議しました。保育園ではゼロ歳児がふえ、建物の部屋数の限界もきている。親の勤め方、場所等の調査をして、これからの保育のあり方を考えていきたい。学童保育では保育料の不公平感があるため、格差の是正ができないか審査しました。

また、国で提案している子ども・子育て新システムについて学び、委員会では子供は主役の乳幼児に求められる保育とは何かについて考え、設置、管理、調査を審議していくことを確認し閉会いたしました。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 議会運営委員会。

14番。

（議会運営委員長 橋爪英夫君 登壇）

○議会運営委員長（橋爪英夫君） それでは、議会運営委員会から2件報告をさせていただきます。

まず、予算・決算の特別委員会の研修ということで10月28日でありますけれども、榛東村議会へ視察研修に行っていました。午後でありますけれども、事務局長と執行部から武藤企画課長に随行いただいて、午後研修に行ったわけであります。

当初は議長の高橋さん、全国の会長さんでありますけれども、28日が都合がよいというこ

とで、その日を選定して行ったわけではありますが、急遽公務ができたということで、岩田副議長さんの歓迎のごあいさつをいただいて、その後、いろいろ話を聞いたわけでもあります。

榛東村は年間約150名ぐらいの人口がふえているということで、これも高崎、前橋に隣接しているということからだと思います。企業は白子のりが大きな企業でありまして、それくらいだということでもあります。なお、13年から自衛隊のヘリコプター師団が設立がされまして、そういう状況の中であるというようなごあいさつの中の話がありました。

議会運営委員会としては、8月に玉村の議会へ視察に行ってきたわけではありますが、若干やり方が違うということで、今回は榛東村の議会の特別委員会の状況を視察してまいりました。

榛東村では、22年の予算委員会から始まって今年が3回目ということになるようでありまして、当初は12月の定例議会の最終日に議会運営委員会から発案して特別委員会の設置を設けて、その予算が終わるまでということで、3月までの期間でいろいろ審議をしてきたようであります。

2カ所見た話を聞いた中では、やはり議員さんが付託されていない部分がわからないということで始まったというのは統一した意見でありますけれども、そんなことで始めたということでもあります。

なお、22年、23年、今回は24年度の予算委員会でありますけれども、今回については、9月の最終日に決めて今入っているという状況だということで。榛東村については、その議会のいわゆる3月定例会が始まる前の1月から実際の予算委員会の審議を始めていくというのが特色であって、そんなことを聞いて勉強してきたわけでもあります。

この町でも、議会運営委員会の中で、11月21日と29日の議運の会議の中でいろいろその他の議題で話をしましたけれども、たまたま委員さんが2名かわって、その委員さんが新しくかわったわけでありまして、議員さんの意向を聞いた中では、今後もう少し先進地の視察、勉強を重ねてやっていきたいというご意見が多くあったということで、委員長判断では、まだこれからもう少し継続して調査、研究をしていく必要があるという判断に至っておりますので、決算特別委員会とあわせて、そんな状況でこれからまだ調査、研究を続けていきたいということで考えておりますので、ぜひ議員皆さんにもご理解いただいてお願いをしたいということで、まことに取りとめもない報告で申しわけありませんけれども、報告にかえさせていただく次第であります。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、議会報告会の実施についてでありますけれども、11月14日から21日までの間

の5日間に分けて各地5カ所を回ったわけであります。

これについて報告をさせていただきますが、今年度は11月14日から21日までの間の5日間ということで5地区を開催いたしました。時期的には余り寒くない11月中旬を選び行いましたが、私の集計では68名の参加ということで、前年から見ると20名くらい少なく、その辺については大変残念に思っている次第であります。町民に対して毎戸チラシの配布、各種団体等への出席の依頼をお願いいたしましたが、開催周知については今後の課題ということで、まだまだ徹底していなかったかなと反省をしている次第であります。

報告内容については、特段の質問もありませんでしたが、1年間の委員会の流れや説明される内容について、事前に資料として配布していただければ、意見もあり、課題もあるかなというご意見がございました。報告会の質疑の内容では、現況の町の状況から今後について各地域の当面する問題、住民生活に直結する福祉・医療と生活環境問題、特に今年は放射能汚染被害による除染対策等、住民生活に直結した問題が多くあったように思っております。

報告会の取りまとめは、今、広報委員さんにテープ起こしをお願いしておりますけれども、これをもとに1月中、下旬に議会運営委員会及び各常任委員会で集約をしていただき、総括として全員協議会で協議をいただき、考えていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、その結果として、町執行部につなぐものは報告して、今後の町の事業執行の参考に並びに特段のご配慮をお願いしたいと思っている次第であります。

今回で試行を入れて3回実施いたしましたが、実施の時期、方法、進行手順等については、1月開催予定の全員協議会の中でご意見がいただければありがたいと思っております。

議員各位、事務局に報告会が無事に終わったことをお礼申し上げまして、報告といたします。どうもありがとうございました。

○議長（菅谷光重君） 続いて、ハッ場ダム対策特別委員会。

6番。

（ハッ場ダム対策特別委員長 水出英治君 登壇）

○ハッ場ダム対策特別委員長（水出英治君） それでは、ハッ場ダム対策特別委員会の報告をさせていただきます。

平成23年12月13日午前10時から午前11時55分まで、第1から第3委員会室において、平成23年第4回定例会中のダム対策特別委員会を開催いたしました。

委員7名と菅谷議長、執行部より中澤町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業につい

て国土交通省ハッ場ダム工事事務所、県ハッ場ダム水源地域対策事務所、中之条土木事務所、町ダム対策室に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の進捗と今後について説明を受けました。

調査事項では、丸山ダム対策室長より、平成23年9月13日から12月10日までのハッ場ダム対策事業の経過について報告があり、9月13日第1回ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体から成る検討の場で検証の結果、治水・利水面において有利なのはダム案であるということが報告されたこと、10月8日に国土交通大臣が現場視察を行い、その後、町長、議長が大臣に早期着工の申し入れを行ったこと、10月28日にハッ場ダム建設推進群馬大会が行われたこと、11月29日から12月7日までの検証結果に基づく国の対応などが報告されました。

報告事項については質疑はなく、国の事業について、渡辺事業対策官より国道145号ハッ場バイパス東吾妻町町内の県道林・岩下線の武田井地区での工事進捗状況と町道新井・横谷・松谷線、第2吾妻橋梁付近の2カ所の路盤岸工事について説明がありました。

次に、群馬県の説明に入り、道路砂防関係事業は黒岩次長より国道145号ハッ場バイパスの松谷交差点から雁ヶ沢交差点までを12月20日に開通すること、砂防工事についても、鎌田沢、三堂入久保沢の進捗状況並びに夏の豪雨により被災した溪谷遊歩道の本復旧について説明を受けました。

土地改良事業については、阿野係長より、三島西部第2地区細谷地区の進捗状況と松谷地区を23年度に事業計画及び事業採択、24年度から着工し、27年度完成をめどに進めたいとの説明がありました。

続いて、中之条土木事務所施工の川原畑・大戸線について、生方補佐より工事内容について説明があり、事業費ベースで85%、着手済みが73%の進捗状況が説明されました。

そして、最後に町事業について、丸山ダム対策室長より健康増進施設天狗の湯の運営状況について、ことし4月から12月までの入館者数4万6,239人という発表がありました。十二沢パーキングでは敷地造成工事が順調に進み、年明けの暫定供用開始する予定であること、ふれあい公園については、2工区を今月発注する旨の説明がありました。松谷・六合村線については、加辺建設課長より地元説明会での意見を踏まえ、事業の縮小案を地元へつなぎし、方向性が確認できれば、県を通じて下流都県と協議するとの説明を受けました。

その後、委員からハッ場ダム事業全体及びダム対策について、発電施設、開通するバイパスの安全対策、JRつけかえの見通しなどの質疑を行い、それぞれ回答をいただき、委員会

を終了いたしました。

なお、13日にあった委員会ですが、その後、14日、15日と、新聞ではなかなか先の見えないような発表があります。年内決着というふうなことを考えて、私たちも期待していたわけですが、なかなか年内決着が微妙なところへきているというふうな状況であると思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） 行財政改革推進特別委員会。

9 番。

（行財政改革推進特別委員長 金澤 敏君 登壇）

○行財政改革推進特別委員長（金澤 敏君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をいたします。

去る12月12日、第1、第2委員会室において、町長、副町長、総務課長、企画課長出席のもと、委員会を開催いたしました。

いまさら言うまでもありませんが、当委員会に付託されている調査事項は、集中改革プランに関するものと町営施設運営に関することの2点です。

まず、企画課長より執行部の行政改革推進本部の5月26日以降の会議経過が提示されました。これは12月2日までに組織部会は6回、施設部会は4回、総合的な推進本部も都合3回開かれておりました。

機構の見直しに関する検討結果の提示があり、調査、検討を行いました。

まずは、東支所に関することでは、主に事務的なことが中心で、今後早急に検討することでした。合併時の取り決めがある関係から、機能の縮小にはつながらないとの説明です。

ほかには、放射能を含む危機管理、安全対策を集中管理する部門の組織化の立ち上げや、事業化の取り扱いとして天狗の湯を含めて日帰り温泉施設全体のあり方を検討していくとのことでした。

特に、温泉センターに関しては、委員からの質疑に対して、社会教育的な施設も含まれていることや、中央公民館や保健センターとの兼ね合いも考慮して検討していくとのことでした。

事務量に当たっての人員の配置に関しては、各課で適正人数の精査を行い、それに基づいて人員配置を検討していく段階で、適正化計画はいまだ作成過程中的とのことでありました。

次に、施設部会で検討している中の特に特徴的な庁舎建設についての報告がなされました。

東日本大震災を受けて取り組む事項のためか、他の事柄に比べて検討のスピードの速さに

驚く次第でありました。新庁舎の位置、規模、建設費用と財源、事業スケジュール等の素案が示され、24年度には検討委員会を立ち上げ、基本構想と基本計画を作成していく方向が示されました。ただし、こども園や給食調理場との優先順位に関しての判断が出てくる可能性も示唆されました。

質疑の中で、委員から出された意見としては、住民の意見を取り入れる用意やプレゼンテーションを町民に示す必要性等が出されました。基本設計後に住民説明やパブリックコメントを求める方向性と、プレゼンに対してはしっかりとプランニングをつくるとの答弁があったことを報告いたします。

職員給与の適正化に関し人事評価制度への取り組む姿勢についての質疑がありましたが、21年度に導入したがうまくいかなかったとの答弁の後に、24年1月1日からの給与体系の変更が職員組合との話し合いで合意できたこと。それにより、県平均と同程度になる見通しがついたとの報告がありました。しかし、委員からは、県平均ではなく町村平均に近づけることはないのかとの質問が出されました。しかし、詳細は翌日の全員協議会に提出することなので、その資料を見てから調査、検討を今後も行っていくということにいたしました。

集中改革プランの各項目にもさまざまな質疑と応答がありましたが、委員各位で今後も担当課を通じて調査、検討をすることとし、第2次集中改革プランが9カ月過ぎたことで本格的な議論が必要ではないかとの認識に基づいて、閉会中も委員会を開催する予定といたしました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 議会広報対策特別委員会。

11番。

（議会広報対策特別委員長 須崎幸一君 登壇）

○議会広報対策特別委員長（須崎幸一君） それでは、群馬県町村議会広報研修会について報告をいたします。

去る9月26日、前橋問屋町センター会館において、委員7名、小林事務局長を含め8名が参加いたしました。

講師は、全国町村議会議長会広報研修の講師を務める城市創氏によるものであります。内容であります、午前中は広報一般論として議会だよりの編集テクニックを学びました。特に写真の撮影における注意すべき事項や肖像権の問題、そして原稿の取り扱いにおける著作権等の説明は大変参考になりました。午後は広報クリニックとして、実際に発行している3

町村の議会広報紙を取り上げて診断を受けました。特に、グラデーションや写真のトリミング方法の説明が印象に残りました。

全体を通じ感じたことは、具体的かつ実践的な講義でこれからの議会広報編集に役立つ研修でありました。

以上、報告といたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定をいたしました。

ここで休憩をとります。再開を２時10分といたします。

（午後 ２時00分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

なお、今傍聴の申し出がございました。これを許可いたします。

傍聴をなさる方に申し上げますが、傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴なさいますようお願いをいたします。

また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にお返しくさせていただきますよう、あわせてお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

（午後 ２時10分）

◎町政一般質問

○議長（菅谷光重君） 日程第17、町政一般質問を行います。

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長（菅谷光重君） 10番議員、青柳はるみ議員。

（10番 青柳はるみ君 登壇）

○10番（青柳はるみ君） 通告に従い一般質問をさせていただきます。

期日前投票の改善についてお伺いいたします。

期日前投票を行う際、投票所で期日前投票宣誓書兼請求書に住所、氏名、理由等をテーブルで書かなければなりません。その際、照明等で高齢者にとっては字が見えにくいとか、監視されているようでとても緊張してしまい、わけがわからなくなってしまったなどの声を耳にします。

負担軽減や利便性向上のために、投票所入場整理券の裏に宣誓書の記入欄を印刷して自宅で記入することができるようにしている自治体があります。体が不自由で投票をあきらめている人、小さい字が書けなくなったという高齢者も落ち着いて時間をかけ、自宅でなら書けるといいます。どの人にも成人であれば権利がある投票行動を行使できるよう配慮が必要です。見解をお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 青柳はるみ議員のご質問でございます。

期日前投票の改善についてのことでございますけれども、これにつきましては、選挙事務をつかさどる総務課としての事務的な見解としてお話をさせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） 大変お世話になります。

期日前投票の改善についてのご質問でございますけれども、選挙事務に携わっております総務課としての事務的な見解としてお話をさせていただきたいと思います。

期日前投票宣誓書につきましては、ご承知のとおり、当町では現在まで期日前投票所でご記入をいただいております。その場で記入いただくことで本人の確認及び署名の可否による代理投票の必要性、判断などを行わせていただいております。

議員ご指摘のように、入場券の裏面に印刷し、自宅であらかじめ記入して来ていただければ町民の負担軽減や利便性の向上につながると思われますけれども、一番の問題点として考えることは、いわゆるなりすまし投票とか、そういった問題でございます。

私ども選管書記や職員が投票受付事務に従事しておりますけれども、町民の皆様をすべて存じ上げているわけではありません。なりすまし投票や二重投票、そういったものの防止のためにも、本人確認という意味で入場券をお持ちの方は選挙当日の事由と氏名、入場券をお持ちでない方につきましては、住所、氏名、生年月日をその場で記入していただきまして、選挙人名簿と照合をさせていただいております。ちなみに、その他の身分証明の提示等は求めはおりません。

また、期日前投票所においては、事務従事者による車いすでの車までの送迎や低い記載台の設置、代理投票がしやすい環境づくりなどに常に細心の配慮を心がけております。さらに、重度の障害をお持ちの方には、別に不在者投票制度もございます。

しかしながら、期日前投票所において、宣誓書に記入するということを見られているということの、そういう意識からか緊張されると、またそもそもわずらわしいと、そういったお話も確かに伺っております。公職選挙法の中でも宣誓書の提出は義務づけられておりますけれども、宣誓書の記入場所については特には何ら規定はございません。

今回のご提案の入場券の裏面への印刷に関しましては、現行の入場券の紙面は大変小さいもので、ご高齢の方や障害をお持ちの方が必要事項を書き込むことが逆に困難ということも想定をされます。入場券を大きくすれば、この用紙代であるとか郵便料であるとか、そういった経費の増大というものも発生もいたします。検討も必要かと思われます。

いずれにいたしましても、全国にある先進例を参考にしながら、さきに申し上げました利便性の向上と不正防止の両方の観点から研究を重ねて慎重に検討させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 前向きなご答弁ありがとうございます。

はがきではやはり小さくて大変というお話がありました。パソコンから宣誓書が出てきて、このぐらいの大きさであれば、また書きやすいと思いますので、いろいろな先進事例を見て研究していただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（高橋春彦君） ホームページ等にそういったものをしてやりやすくできるという

ような、そういうことも検討が必要かと思いますので、これから検討していきたいと、そのように考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） はい、了解いたしました。

○議長（菅谷光重君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 金 澤 敏 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、9番議員、金澤敏議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、通告に従い私の一般質問を行わせていただきます。

まず第1の質問は、住宅新築改修等補助金制度についてであります。

この制度は当町では新築も含めての制度となっておりますが、ほとんどの自治体ではリフォーム助成制度の名で進められている制度です。改築、改修は家族が生活していく時間の流れの中で、それぞれの家庭で家族の人数の増減や健康の有無などがあったり、ただ単に古くなったので使い勝手が悪くなったということなどもあり、改築、修繕は当然起こり得る問題です。しかし、家の改修や改築は思った以上に高額になる傾向があります。そのような声を受けて、少しでも助けになるようにと全国的に住宅リフォーム助成制度が広がってきております。利用者の声に、利用者の助けになることとともに、地元の業者も使い勝手がよい、仕事起こしにつながる制度として大変喜ばれているとのことでした。

当町においても22年度に始まり、その年の申請件数は27件で補助金申請額が約400万円、補助対象工事費は約2億2,500万円です。23年度は既に40件でありまして、補助金申請額は580万円で、500万円の当初予算では足らずに今議会において200万円の補正が出ております。補助対象工事費は約4億円となっております。確かに、当町では新築工事も含まれますので、他市町村に比べ、経済効果は大きく出ていると思われます。

このように、地元建設関連業者の振興に一役買って、経済的には地域循環型の経済効果となり、地域全体の活性化につながっている制度です。この制度をさらによくするためにも、助成補助率を今の5%から10%の引き上げや20万円の上限金額も制度拡充のためには10万円ぐらいの上乗せは検討すべきだと考えますが、町長のこの制度に関する認識と取り組む姿

勢をお聞かせください。

2つ目の質問は、放射線物質の除去に関することです。

通告用紙を提出する時点では、担当課に問い合わせても国の方向性がしっかり決まらないものですから、除染計画の策定がなかなか決まらないとの答えが返ってきた関係から一般質問することにいたしました。一昨日の全員協議会でその全体像が示されました。説明の中で、子供が集う環境では1メートルの高さでの0.23マイクロシーベルトではなく、地表面での数値として考えていることなど聞きまして安心いたしました。

さらに、今度の補正予算では、5地区の学校区に1台ずつ、保育所を所管する保健福祉課にも1台のハンディー型放射線測定器の購入が予算計上されていることには、町民からも我が町はこの問題によく取り組んでいる、安心が増しました。このような声が聞こえてきております。

新たに購入するサーベイメーターではまだまだ見つからないであろう教育現場のマイクロホットスポット等の調査を行うよう現場に働きかけていただきたいと要望いたします。これは昨日の新聞で杉並区の小学校で9万ベクレルのシートが新たに発見されたというようなことがありますので、まだまだ詳細に調べればいろいろな数値が出てくる可能性が残っております。

同僚議員の根津議員が調査、測定した岩島小学校や中学校、坂上幼稚園などは、校庭や園庭が基準の0.23マイクロシーベルト以上の数値が出ております。面的な除染も行わなくてはいけないと思っております。

ですから、並行して、その除染した表土等の仮置き場をしっかりと確保するよう要望いたします。

教育課が除染した汚染土はいまだ仮のまた仮として東支所内に保管しているとのことなので、早急に検討しその場所を確保することを求めます。

給食の食材に関しては12月2日付でも報道されましたが、文科省として40ベクレル以下を目安との報道がありました。確かに、大臣と副大臣との認識の違いにより、いまだまだ混乱が続いているとの報道がありますが、しかし、それよりは日本の暫定基準値が事故後9カ月たつのにいまだその暫定がとれずにいることのほうが異常であります。各国では食べ物や飲み物の基準はずっと低い数値を基準値として持っております。他町村でも、食品の検査ができる器械の導入を行っています。器械が高額なため、市では導入できても、町村は導入に二の足を踏んでいます。隣の中之条町では補正予算を300万円を組み購入し、今月中には

その器械が届くと聞いております。当町も導入の検討をすべきだと考えますが、いかかでしょうか。サーベイメーターは東電への賠償を請求するとのことなので、食品の汚染検査機器もその対象にすればよいのではと思います。ぜひ検討していただきたいと思います。

あとは自席にて質問をいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長、答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の住宅新築改修等補助金制度は、平成22年度から開始し、2年目を迎えております。制度の趣旨は、町民が建築する住宅について、町内に本社、本店を有する建築業者に業務発注する場合に補助金を交付することで、住環境の向上と町内建築業者の受注量の確保、拡大による経営の安定と産業振興を支援していく経済対策として開始をしたものであります。

当事業による補助対象件数等は、平成22年度は前年度に比べて大幅な増加になっております。制度の趣旨が広く行き渡り、制度利用による住宅建築のきっかけに大きく作用し、確実な経済効果があらわれていると思われまます。

議員がご質問で述べられております制度拡充の検討につきましては、ご意見を十分に踏まえ、増大傾向が想定される補助金総額を勘案する中で、今後検討してまいりたいと考えております。

2点目のご質問でございますが、福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質の飛散は、関東地方を含め広範囲に広がっております。国は既に複数回、空間放射線量及び放射性物質濃度の暫定基準値を変えてまいりました。国民により安全な値からさらに安全な数値を目指した結果だというふうに思っておりますけれども、若干疑問が残る結果となっております。町内にも、空間線量が時間当たり0.23マイクロシーベルトを超える高い地域があり、また落ち葉や乾燥シイタケでセシウム濃度が暫定基準値を超えるものも検出をされました。

このように、農作物から暫定基準値を超えるような値が検出されたことはまことに残念ですが、今後は町内でできた作物は安全で町民が安心して食べられるよう、県及び関係機関と情報を密にして対応を図ってまいりたいと思っております。

町内の一部で空間放射線量が時間当たり0.23マイクロシーベルトを超えた地域は、特措法に基づき除染計画を作成し実施をいたします。

独自の取り組みとして、6月中旬に子供の生活圏である施設を対象に、県で実施をした結果に基づき、地上部分で時間当たり0.23マイクロシーベルトを超えた場所は除染を行いました。その後も高い数値が見つかった段階で除染を実施しております。今後もきめ細かな調査を継続し、高い数値が発見された時点で除染を行ってまいります。

金澤議員が言われますように、当町は郡内でも早い段階で除染の実施をいたしました。町では、さらに子供が健康で安心・安全な生活ができるよう計画的に除染に取り組んでまいりたいと考えております。

また、給食に含まれる放射性物質の検査につきましては、群馬県学校給食会において食材等の検査を行っております。食品放射測定器につきましては、群馬県教育委員会が国の補助を受け、検査機器を導入した上で、市町村教育委員会の検査を支援できないか検討しているところでございます。

この支援方法等を検討した上で、必要があれば、当町としても検査機器の購入を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） まず第1点目の住宅リフォーム、我が町は新築改修等補助金制度でありますけれども、これは本当に地元業者を助けるというか、これだけ経済的に悪い状況の中で、この部分はすごく需要が進んでいるということを当町の数字を見てもわかりますし、他市町村の数字を見てもわかります。

私ども、この町としては4億円ぐらいの経済効果があるという数値が出ていますけれども、他町村はリフォームだけで見ても2億円ぐらいの経済効果を出しているというような、この郡内の中の村ですけれども、あります。そういうことを踏まえて、どこが、じゃこの町と違うのか、やはり構えが違うみたいですね、予算づけですね。まずは、最初の当初予算において、1,000万円の予算づけで補助金をつくっている。それでも、105件も既に申請があるもんですから、1,000万円でも足りなくて700万円の補正を組んだということで、本当にその地域の住民及び地元の業者の生きる糧となっているというようなことも聞いております。そういうことの事例を私、今述べたものですが、それに対しての町長のご意見いかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員もおっしゃいましたように、この制度は大変この町としても

誇るべき制度というふうに思っております。非常に要望が増加しておるというふうなところでございますので、今後はあらかじめできる限り、町民の要望等の把握に努めまして、当初予算から積極的に組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 今、積極的に取り組んでいくということなのでありますけれども、私としては、もう少し具体的に即答はまだ予算組みしていないですから、できないと思うんですけれども、この助成補助率を5%からもう少し上げるんだとか、上限を考えていくとか、そのような考えがあるかどうかちょっと伺いたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員のご提案もよくわかります。そのようなことから、周辺地域の状況、あるいは町内の要望の状況等を的確に把握をいたしまして、補助率等につきましては検討してまいりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 本当にこの制度は地域循環型なんですね、地域の業者に出すということになっていますから、隣町の中之条町は町外業者も、率はずっと低くなりますけれども、利用できるというふうなことになりますけれども、我が町は町内業者ということで、そうするとこの町の中でお金が回っていくということで、本当に経済的な点では有益な制度だと思っております。ぜひこの制度を育ててもっともっと大きくしていってもらいたいと思います。

次に、2点目の放射能の除染に関する質問に移らせていただきますけれども、今まで除染を行ってきた幼・小・中がメインだったと思うんですけれども、これまでの除染対策でどのくらいの費用がかかっているかちょっとお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まだちょっと集計が進んでおりませんが、町職員の直営とか、そういうものが多いわけでございますので、金額的にはそれほどはないというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 本当に除染の取り組み、国がちゃんと後ろ盾になってやっていくという事業だと思いますので、しっかりとその辺の数字を出して、当然これからも費用はしっかりかかると思います。そういうものをちゃんと国に上げていく、請求していくというような

ことをしっかりと考えていってもらいたいと思います。

私、この除染計画、おととい全協の中で町民課から示されたものを見まして、ちょっと不安というか気になったのが、今の質問で言いましたけれども、除染をもし小学校や幼稚園の園庭をそれなりのすべてじゃなくても、ある程度の面の除染をしたときには、それなりの表土がはぎ取られて出ると思うんですよね。そこのちゃんと仮置き場の確保というものがどこまでできているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 現在、町有地を仮置き場というふうなことでやっております。これがまた除染した土等が増大するというふうなことになるれば、また適所を洗い直して新たに設けるとか、そのような方法で考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 私、今手元に原子力災害対策本部の市町村における除染実施ガイドライン、これはネットでとれるものですから持っておるんですけども、仮置き場の確保というところで、まず初めに、除染範囲を適切に設定するためには、除染に伴って生じる土壌等を仮置きする場所についてもあらかじめ確保をしておくということが書いてあるわけですね。町民課の課長に聞けば、町が持っている仮置き場ではまだ学校現場からのものはない、教育課のほうへ聞きましたら、一番最初に出たものはそちらに行っているんだということだったんですけども。今はその後に出た、学校現場から出たホットスポット等の出た土壌においては、まだ東支所のその地面の中に入れてないで置いてあるというような状況です。そういうことを考えますと、やはりどこにしっかりと仮置き場を持つんだと。これからはきっと当然通学路における側溝等もこの対象になっていくと思いますので、その辺のことをしっかりと取り組んでいってもらいたいと思うんですよね。この庁内ですけれども、副町長を委員長にして対策委員会ができていると思うんですけれども、その辺の話し合いはどのようなになっているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） 仮置き場等につきましては、先ほど今、町長が言いましたように、町有地で1カ所設けております。ただこれから出てくる量等々もいろいろ考えられますので、今適地、それをいろいろな関係方面と協議して検討中ということでございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） わかりました。じゃ本当にその辺は早急に検討していってもらいたい

なと思っております。

もう一つ、学校現場というか、これからサーベイメーターを各学校区に置いて、きっと詳しい先生等が持っているいろいろなところを調査というか、してもらおうと思うんですけども、私が前はかりまして、高いという数値が出た場所を教育課のほうに伝えてあるんですけども、その後もらった資料では、その辺のこともはかってもいないし、当然除染もしていないというようなことがわかりました。その辺のことはしっかりと今、例としては、太田中学校の体育館のわきなんですけれども、1. 幾つというマイクロシーベルトという数値が出ておりますので、そういうところを除染したというあれがない。私がもらった資料にはないんです。そういうことも含めて、これから学校区1台ずついくからはかるんだということだと思いますけれども、どうも動きが遅いかなということを感じましたので、その辺のことは早急に指示してはかってもらうような、それでそれなりの数値が出たら、除染に向けて取り組んでいってもらいたいと思いますけれども、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 金澤議員の放射線量に関する情報をいただいております。そういう情報がまだ行き渡っていない部分もあるかと思っておりますけれども、そういうものは早急に、特に学校施設でございますので、早急に対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 最後になりますが、学校給食の安全についてでありますけれども、学校現場に出回っている給食の食材が、全然きっと少ない数値だということはある程度わかっております。ですが、父兄の中ではやっぱり検査してほしいという要望を聞くわけですね。そういう点において、学校給食会が今年度2回ほどはかってくれるというようなこともわかっておりますけれども、この町の住民、特にそして子供の健康のことや安心・安全を考えれば、導入していく、購入していくという方向をしっかりと持っていただきたいなと思います。

これが本当に何といふかな、あつたとして、ずっと調べていっても高い数値が出なかった。それでもいいんじゃないかなと思うんです。そこで、安心を父兄や子供がもらえるものだったら、そのほうがいいんじゃないかと思っておりますので、最後にその辺の器械の導入に関してもう一度、検討しているということは聞いておりますけれども、もう一度お答えください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 検査機器につきましては、群馬県の教育委員会のほうで検査機器を導

入するというふうなことでございます。それがちょっとはつきりまだ具体的な内容が見えておりませんが、そのことによって当町で調べることに時間がかかったり、支障があったりというふうなことであれば、ご父兄の皆さんの安心の一つの確認のために、当町として機器をそろえることも検討していかなければならないなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 最後に力強いお言葉いただきまして、本当に心強く思っておりますので、ぜひその方向で検討していただきたいと思います。

では、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、11番議員、須崎幸一議員。

（11番 須崎幸一君 登壇）

○11番（須崎幸一君） ただいま菅谷議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づきまして質問をいたしたいと思います。

少子化が進む今日、学校統合問題は旧吾妻町では平成15年10月よりこの問題を取り上げ、平成18年3月に旧東村との合併後、5校での検討がなされてきました。新町になってから5年、その間に町執行部においても、元町長から昨年、中澤町長となり、教育長、教育課長は何人もかわり、中学校統合問題がなかなか進展しない状況の中で、昨年12月に学校統合問題審議会が開催され、4回の審議会を経てことしの3月に審議会の答申が出されました。町長は去る9月定例議会の議員全員協議会の中で、中学校統合問題について5校を1校にする統合方針を打ち出しました。10月には通学問題審議会を発足させて、平成26年4月開校に向けて教育委員会を中心として現在取り組んでいるようであります。

3月に学校統合問題審議会の答申を受けての町長の方針であると思いますが、この答申を受けてから9月までの間における町執行部の動きが、議会においては不透明感があり、よく理解できない部分が多々あるように思います。

町民の皆さんの中にも、特に保護者の人たちには突然の中学校統合の町長発言に驚きを隠

せない感がございます。中学校統合問題は、大きな課題として行政が取り組まなければならない重要な政策であると思っております。町民に対して今までの経緯の説明責任を果たすとともに、今後の中学校統合に向けての取り組み、進め方について質問いたします。

そこで、具体的な点について申し上げますと、中学校統合を推進するための委員会等を立ち上げる考えがありますか。町民に周知を図るために、町のホームページを活用する考えがありますか。議会での議論となる学校設置条例改正の議案を上程する時期はいつごろになりますか。統合により未使用となる学校施設の利用を検討すべきと考えますが、どのように考えておられますか。今後、具体的な中学校統合の計画書を作成するとともに、スケジュールを示す必要があると思います。いつごろになるのでしょうか。

以上のことについて質問いたします。

○議長（菅谷光重君） 町長、答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

中学校の統合につきましては、以前から長年にわたって審議をされてきたものでございます。途中で町村合併が入って、またこれが後戻りをしたというふうなこともありまして、先送りをされた感があり、大変に立ちおくれてしまったというふうに考えております。

中学校の統合につきましては、3月に学校統合問題審議会の答申を受け、5中学校を1校に統合する、統合校は原町地区とする、統合時期は平成26年4月を目途とすると方針を決め、教育委員会において、学校通学問題審議会を立ち上げていただき、各地区の懇談会を行ってきたところでございます。

議員ご質問の1点目の委員会等を立ち上げる考えがあるかでございますが、仮称ではございますが、中学校統合委員会を設置をし、学校名など統合までに計画、準備しなければならない事項について協議をお願いしたいと考えております。

2点目のホームページを活用する考えがあるかでございますが、情報発信の有効な手段と考えておりますので、体制の整備を整え活用していきたいと考えております。

3点目の条例改正を行う時期はいつごろかでございますが、仮称中学校統合委員会の協議がおおむね調った段階で条例改正を考えております。

4点目の未使用となる学校施設の利用検討でございますが、未使用となる学校施設は普通財産となることから、議員の皆様や町民の皆様のご意見を伺いながら、有効活用を考えてま

いりたいと思っております。

5点目の中学校統合の計画書の作成と具体的なスケジュールでございますが、推進体制の整備を図り、統合問題審議会及び町民の方よりいただきましたご意見、ご要望等を踏まえ、仮称中学校統合委員会において、計画書を作成し中学校統合を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 最初の質問ですけれども、委員会を設置する意思があるということのでぜひ早急に設置をしていただいて、町民の意見聴取を経て具体的な計画をされることを願っておりますけれども、私の質問の中でもう少し具体的なところで、その推進委員会の設置時期についてはいつごろになりますでしょうか、まずお聞きいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 仮称中学校統合委員会のお話についてございますか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、年度内を目標に早急に整備したいというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 年度内といいますと、来年の3月ということですかね。私が思うには通学問題審議会の多分、今諮問されているんでしょうから、その諮問の答申がいつごろ出るからというふうに思っておるんですけれども、その後に多分委員会設置というふうな計画ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか、町長。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 私としては早急にやりたいという考えで今発言をいたしましたけれども、やはり早急に通学問題審議会の結果を出していただき、その結果後、速やかにという意味でございますので、目標は年度内ということでしたが、年度を越えてもそれほど遅くならずに早々にいきたいというふうには思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひなるべく早くに委員会設置をしていただいて、町民の意見聴取、そういった具体的な計画を作成することを望んでおります。

次に、町のホームページの活用なんですが、ぜひ積極的にタイムリーに実施していただい

ればというふうに思いますけれども、これの具体的なホームページ掲載予定というのは今のところないでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これは事務的な手続でございますので、これは早急にできると思います。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 早急にということは、やはり年度内ぐらいということでもいいんですか、それとも新年度早々ということでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ホームページにつきましては、年度内というのが目標でございますが、広報についてもその利用価値がございますので、広報も考えていきたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） ぜひホームページの活用、町民の皆さんの周知徹底という意味ではぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、次に議会での議論となります学校設置条例改正の議案の上程する時期ということで、委員会での設置した後ということだったんですが、開校する時期がめどとして平成26年4月ということになりますので、その辺のタイムスケジュール的に考えますといつごろというようなものは出ないでしょうか。もしお示しいただけるようであれば、お答え願いたいんですが。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、中学校統合の計画書の作成等を図りまして、その中で時期においては定めてまいりたいというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 計画書というお話が具体的に出ましたけれども、それではその計画書ができ上がる予定はいつごろになるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これから取り組むわけでございますので、早いほうがいいということはもちろんでございますので、議会単位とすれば6月の議会までは当然仕上げなければならないというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 明確な答えをいただきました。来年の平成24年の6月議会ということで私も理解させていただきます。議会で十分な議論ができる統合計画案を示していただけることを願っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、統合によります未使用の学校施設の利用検討についてでございますけれども、この辺については、現在学校施設自体は緊急避難場所にも指定されておりますよね。そういった複合施設でもあって、防災拠点の役割も担っているということもありますので、よく考慮していただいて、普通財産というような話だったんですが、ぜひ事前に検討できることもあると思いますので、委員会の中で、計画の中でぜひその辺も検討していただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） わかりました。検討いたします。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） 今後の具体的な中学統合の計画書作成ということも、ある程度、町長から言われましたけれども、平成26年4月というのはもう開校3年後ぐらいですから、恐らくこれ最短距離かなというふうに私自身は感じておるんですけれども、そういった中で、全体の流利的なスケジュール、そういったものを町長、発表をしていただきたいなと思うんですけれども、その時期はいつごろになりますかね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中学校の統合、非常に立ちおけてきたというところでございまして、やはり少子化、子供たちが減って中学校教育の特色であるクラブ活動も満足にできないような状況になり、そしてクラスがえもできないような1クラスで何年も持ち上がるような、そういう中で、子供たちが切磋琢磨して多くの才能を持った人たちが大勢集まって、切磋琢磨してたくましく育っていく、そういうふうな中学校の統合を目指していきたいというふうに思っております。

計画書等につきましては、先ほど計画書作成は6月議会までという目標で言っておりますので、全体の大まかなということですか。それははっきり申せませんが、それがまとも次第、何らかの形でお伝えをするということですのでよろしいでございますでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 11番、須崎議員。

○11番（須崎幸一君） できるだけ速やかに全体の26年4月開校までのタイムスケジュール

ですか、ぜひお示しをいただきたいというふうに思います。

町民の方も非常にどうなんだということで、我々議員に対して質問される方もおりますので、ぜひご協力のほどをお願い申し上げます。

学校問題については、ただ単にこの地域から学校がなくなるというだけではなくて、地域コミュニティと深くかかわってきている問題ですので、その辺町長、十分認識をしていただいて、ぜひ町民の理解と協力のもと、合意形成を図っていただいて円滑にこの学校統合を実施されることを期待いたします。

子供たちが主役でございますので、生徒の皆さんがストレスを感じずにスムーズに中学校を統合されることが大切でありますので、平成26年4月という最短時間の中で開校を目指しているということでありまして、無理が生じた場合には多少延長することも考慮していただきながら、この学校の統合の問題について進めていっていただければ非常にありがたいと思いますので、町長に期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 須崎議員のご意見等を踏まえまして、この中学校統合、しっかりとよい教育、よい中学校が開校できるようにやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります

ここで休憩をとります。再開を3時15分といたします。

（午後 3時05分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開をいたします。

（午後 3時15分）

◇ 一 場 明 夫 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、13番議員、一場明夫議員。

(1 3 番 一場明夫君 登壇)

○ 1 3 番 (一場明夫君) それでは、一般質問をさせていただきます。

今回は予算編成作業が現在進んでいるものと思いますので、特に急いだほうがよいと思われる内容 3 点について伺いをいたします。

まず 1 点目は、子育て支援事業などを中心にお伺いします。

現在、町では保育所の設置はもちろんですが、義務教育終了までの医療費の無料化、インフルエンザや子宮頸がんワクチンの接種助成、幼稚園の預かり保育、学童保育などいろいろな子育て支援事業が実施されています。しかし、かねてから導入することで検討してきた幼保一元化は国の動向も不透明なことから、当町でも放置状態であり、前町長の時代に各地区で実施する考えを示した学童保育事業も東地区と太田地区の実施のみで、ほかは全く進んでいません。その上、町長が公約として掲げた給食費の無料化についても、今年度実施を目指しましたが、震災の影響で来年度の地方交付税などがどうなるか不透明であることなどを理由に保留状態になっています。町長はこれらについてどう進めていくつもりなのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

極端な少子化の時代を迎えている当町が、今後生き残っていくためには、郡内に先駆けたサービス差のない積極的な子育て支援対策が求められているものと思います。

しかし、残念ながら、他町村と比較してみると、決してそうした状況にはなっていないと思います。若年層の定住促進をしていくためには、各種の子育て支援事業をベースにして、就業の場の確保、さらには住宅対策などを含めた総合的な対策を講じることが必要ではないでしょうか。町長として、早急に対策内容を決定し、できれば新年度から具現化を目指すべきと思いますが、どんなプランを持っているのかお聞きします。

次に、道の駅の整備について伺います。

当町では、ことし実施された群馬デスティネーションキャンペーンを見据えてのものかどうか分かりませんが、昨年度の駅整備の意向を示したものの、その後具体的な取り組みが進んでいません。当初、町が想定していたと思われる天狗の湯やふれあい公園の周辺地域は、地域での設置希望もある上、上信自動車道や県道林・岩下線の整備計画に加えて、溪谷遊歩道や猿橋の整備が進むことにより、私も有力候補の一つではないかと思っています。

長野原町でも道の駅の整備計画があることを考えると、最大限の事業効果を上げるためには、どこに整備するにしてもオリジナリティーあふれる道の駅の整備計画を早急に策定すべきではないかと思われます。

以前、町長は、私の一般質問に対して群馬デスティネーションキャンペーンを契機にした観光振興を図っていく考えを示しました。まさに、その最初のチャレンジになるのではないのでしょうか。これからの時代は、町として民間事業者や地域住民との協働により道の駅の整備を進めていくべきだと思いますが、町長はどのように考えているのか伺います。

最後に、バイオマスタウン構想の具現化について伺います。

バイオマスタウン構想は、当町では県下に先駆けて平成21年に策定され、そのベースとなるバイオマス発電所がようやくことしから本格稼働を始めました。しかし、肝心の町内の林地残材の活用はなされておらず、もう一つの柱である家畜の排せつ物の堆肥化などについても、業者任せの状態になっており、思うように進んでいないのが現状だと思われます。林産資源が豊富で多くの畜産団地が存在する当町としては、構想を策定したからにはもっと真剣かつ積極的に取り組む必要があるのではないのでしょうか。町長は、今後構想の具現化に向けてどう取り組んでいくつもりなのか伺います。

以上、3点について明確かつ具体的な答弁をお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、一場議員の質問にお答えを申し上げます。

1点目の子育て支援事業についてであります。全国的な少子高齢化の中、当町におきましても、少子化は深刻な問題でございます。その解消に向け、積極的な推進を図る必要があります。少子化対策は、特定の施策を展開すれば解決できるものではなく、あらゆる分野において子供たちが健やかに成長できる環境づくり、安心して子育てができる環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。また、行政のみでなく家庭や学校、地域や企業などがそれぞれの特性を生かし、社会全体と連携、協働を図りながら取り組むことが大事であります。

国では今新たな保育制度を検討しており、7月に子ども・子育て新システムの間取りまとめが報告をされました。新システムでは働いていなくても保育所に入れる保育園と保育所が一体化し、すべての子供に幼児期の学校教育と保育が保障される内容でございます。今後、検討を重ね法改正を経て、平成25年度から新制度実施というスケジュールが示されております。しかし、現行の認定こども園ですら、県内で25園しかなく幼保一体化の難しさが浮き彫りになっております。町では現在、次世代育成支援行動計画に基づき、さまざまな子育て支援策を実践しているところでございます。

保育所運営につきましては、旧吾妻町の3つの保育所はいずれも老朽化しており、また利用園児の偏在も激しく整理統合が必要な時期にきていると感じております。国における保育制度が不透明の中、これらの動向を見ながら、幼保一体化を検討していく所存でございます。

学童保育につきましては、現在2カ所でございますが、原町小学校を対象として来年度から開設したいと、民間からの申し出がありました。町としては、小学校区ごとの開設を目指しており支援していくつもりでおります。

また、給食費の無料化につきましては、今後の財政状況等を考慮し、真摯に検討していく所存でございます。

また、6月には働き場の確保を目的とした企業誘致奨励金交付条例を制定したところであり、今後若者の雇用に始まり定住を期待しているところであります。町営住宅につきましては、縮小と集約の財政を考慮した長期的な計画の中で、若者のUターン、Iターン者を視野に入れた住宅整備の検討を進めていきたいと考えております。

今後も引き続き、次世代育成支援行動計画に掲げた基本目標の達成に向け取り組んでまいる所存でございます。

次に、2点目の道の駅整備につきましては、本年の群馬DCにあわせ県道路整備課より、昨年町村に1カ所の道の駅登録という方向で意向調査があり、ハッ場ダム対策特別委員会には報告をさせていただきました。その後、本町も1カ所は登録したいという意向のもとで、懸案事項調整会議に諮り、上信自動車道等を考慮した計画については、10年から15年の期間をめぐりに計画する必要があるが、この二、三年で登録を計画するのであれば、岩櫃ふれあいの郷、もしくはご質問にもございますふれあい公園の2カ所が候補地という方向が出されております。

岩櫃ふれあいの郷につきましては、登録条件となっております24時間使用可能なトイレや公衆電話などの整備が必要となります。一方、ふれあい公園につきましては、既に登録条件を満たしていることもあり、有力な候補地であることは認識をしております。ダム関連でも、天狗の湯、ふれあい公園を玄関口として吾妻溪谷自然公園を含めた活用について、地域住民を取りこんでの検討を計画しているダム下流地域振興検討会を立ち上げの検討も進めております。

町といたしましては、候補地も含め、サービス施設の整備手法や財源及び集客等について調査、研究及び比較検討を行い、また売店などサービス施設の運営や管理については、地域住民の方の協力が大変重要であるとともに、民間事業者の協力についても考慮した中で、総

合的に判断をしていきたいと考えております。

次に、3点目のバイオマスタウン構想の具現化についてですが、東吾妻町バイオマスタウン構想は平成21年1月に構想書が提出をされました。基本的な構想として、地域のバイオマスの利活用方法として、家畜排せつ物と林地残材を合わせた利用を検討していくという構想になっております。

吾妻木質バイオマス発電所は、建築物の木質廃材や間伐材などの木材をチップ化し燃料として発電する施設で、バイオマスタウン構想の中でも大いに期待をされる施設です。町内の林野の割合は78%で、そのうち人工林は66%でございます。人工林は植樹をしてから下刈りや枝打ち、間伐などの作業を行いますが、町内の林地に放置をされている資源を発電所の燃料として利用できるように考えております。

平成22年4月に、林地残材利活用推進分科会を通じて林地残材の搬出試験を実施しております。バイオマス発電所の燃料といたしましては、建築廃材の利用に比べると、放置されている森林資源の引き出しや運搬、燃料として利用するためのチップ化などに多くの費用がかかるため、買い取りの単価が高くなります。コストを下げることと買い取り価格を幾らにするかが課題となっております。林業は木材価格の低迷、林業従事者の人手不足等で森林の手入れが行き届かず、林地の荒廃が深刻な問題となっておりますが、森林バイオマスの利用が林業の活性化につながるよう検討してまいりたいと思います。

家畜排せつ物については、町内の多くの畜産農家は堆肥化をして利用をしております。堆肥の販売や耕種農家との連携によりバランスがとれていると考えております。施肥前においなどの苦情もございますが、耕作地へ早目にすき込みをするように指導をしているところでございます。

また、家畜排せつ物の高度利用としてのメタン発酵、炭化などについての利用については、情報の収集に努めるなど今後の課題とさせていただきます。

いずれにいたしましても、分科会、協議会を通じて検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） それでは、子育て支援の関係からちょっと聞きたいと思えますけれども、国がなかなか方向が民主党の中であっち行ったりこっち行ったりという現実私は私も聞いています。そういった中で難しい部分があるんだと思えますけれども、本当の意味で今ま

でこれで行くんだと、幼保一元化をして行くんだという方向を示してきて、それがもう可能でないのであれば、さっきもちょっと言いましたけれども、保育所の統廃合、こういったものを進める中で、早い機会に施設を整備してやらないと非常に問題が出てくる、そんな気がします。また、それをすることによって、職員も、有効的に配置できる、そういった部分があるんだと思いますから、最初にその辺のところをまずお聞きしておきたいんですけれども、保育所の統廃合、これについて先ほどちょっと触れたと思いますけれども、これを優先的に進めるような方向になりますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今お示しをいただきましたように、国の関係がなかなかはっきり見えてこないという中で、東吾妻町の、特に西部地域の保育所につきましては、老朽化がかなり進んでおるということでございます。こういうものを勘案するところで、やはり町として早目に決断をして、その保育所を新たにつくらなければならないというふうに思います。そのときは、統合というものもあわせて考えていかなければならないんだというふうに思っております。

東部地域におきましては、施設的には新しいものでございますけれども、やはり統合というものも一つの選択肢として考えていく、そういう必要があるというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 幼保一元化という話がなければ、多分統合の話が実際には方向として出ていたんだと思う。それが出たがゆえに、先送りになっているのが現実だと思います。

それともう一つは、西部という話をしましたけれども、実際には保育園児が十分なくて、本当は原町の保育所に行きたいんだけれども、そっちの空きがないからこっちに回っているというのが多分現状なのかなと思います。

そういったことを考えると、やはりこれからどうにするかというのをもう原町の保育所そのものも決してさっき言ったように新しいものがないので、その整備を進める中で、何というんですかね、その統合をしていく、そのプランをまずかためなければいけないんだと思います。その辺について、少なくとも年度が間もなく変わりますので、そういうものをどのくらいまでにする気があるか、それだけ最初にちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、町内の公共施設の再編というものも今考えておるわけでございまして、そのような中で、どれを一番先にするかという問題になってくると

思います。いろいろ課題に上がっているものすべて一遍に一時的にするということはかなり困難だというふうに思っております。

しかし、子供たちの保育、幼児教育に関係するものはやはり早くしなければならないという認識であります。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 子育て支援、非常に大事だという認識を持っているので、大至急そういったものを進めるべきだと思いますので、その辺のところについて、真剣に考えていただきたいと思います。

学童保育、これについては次世代支援計画ですか、そういったものの中でもひとつ整備するんだというふうに多分位置づけられているんだと思います。原町の民間の方がという話は私もうわさには聞いています。岩島地区では私が聞いている限りでも、やはりできれば学童保育という希望を持っている方が大分いらっしゃるように聞いていますので、そういった意味でいくと、学校の空き教室が前に無理だという話があったんですけども、無理であれば、別な施設、例えば1つの例として、公民館を整理したら、今まで物置でほとんど使われなかった部屋が1つ空いたよというような話も聞いていますので、そういった中で、工夫する中でできるようであれば、すぐにできるような気がするんですが、町長の考えとして、それについてはいかがでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、母親が勤めている場合にどこに勤めているかによって預けるところが地元になるのか、あるいは勤務地の近くになるのかという問題もありますけれども、確かに岩島地区、今、一場議員がおっしゃっているのは、麻の里会館の話かというふうに思いますけれども、そういうものも、今後検討して、学童保育所をつくらなければならない状況であればそういうことも考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひそれはお願いしたいと思います。実態を把握していただくことがまず必要だと思いますので、その辺から始めていただくのでもいいと思います。

もう一つ、先ほど言いました給食費の無料化、町長は今後検討するという多分答弁だったと思います。私が聞いている範囲では、やはり町長がある程度公約に掲げたんだと思います。そういった中で、これって1つの大きなテーマなんだと思います。それがことは確かに当

初予算に出して、いろいろ事情があつて撤回しましたけれども、それが1年たってまだ検討するというのは、ちょっと非常に不自然だなという気がします。少なくとも、私は自分の子供ぐらいは親が自分で食べさせるのは当然だろうという考え方があるのは聞いています。でも、そうであれば教科書だとか医療費の無料化、これもある意味、同じ意味なんだと思います。

だから、給食による食育、これが教育の一環であるのなら、基本的に全員に給食を食べるシステムにしていることを考えますと、やはり子育て支援事業として取り組むことは教育委員会でも一応承認されているようですから、保護者の負担軽減だけでなく、かなり有効性が期待できるものだと思います。

だから、ある意味、ほかの自治体に先駆けてやるという部分が町長としては持っていたんだと思いますけれども、それがどうも後退しているように感じます。だから、私は子供は町の宝だと思っていますので、それを要するに町民全体で育てるという考え方があれば、学校に通うときにかかる経費はみんなで負担するよという考え方は決しておかしいものではないかと、そんなふうに思っています。その辺について、基本的に町長が今、私が言ったようなことに対してどういうふうに考えて、いつ、新年度から、今年度しなかったんだから、来年度からってだれも思うんだと思いますけれども、その辺だけはきちんと明確に示したほうがいいと思います。町長の姿勢として、それはきちんと言ったほうがいいと思いますけれども。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 給食費の無料化ということでございまして、やはり一場議員がおっしゃいますように、子供は町の宝であるということは、まさに同じ考えでございまして。

この無料化につきましては、昨年度の3月議会におきまして上程をしました。その直後に3・11の東日本大震災が起きまして、大変な状況変化が起こったわけでございまして、その時点から考えて、これは先行きが見えない状況であるから、その一応この場は取り下げたというところでございます。

これにつきましては、今おっしゃったように、公約にも挙げた1つの大きなものでございまして、私としては、もうこれはまだ捨てているのではございません。着実にこれは実施をしていきたいというふうに思っておるところでございまして。

財政等の状況も見ながら、今後とも前向きに実施を目途として考えていきたいというふうに思っております。

（発言する者あり）

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、財政等の状況が許せば早急にしていきたいというふうに思っております。現在からもう既にそれは検討の1つの段階に入っているというふうに私は考えますが、結果はまだ出ておりません。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。吾妻エリアの中で、子育てするなら東吾妻、就職して家を建てるなら東吾妻、やはりこういった状況がつかれるかどうかこれから生き残りの上で非常に大事なんだと思います。そういった意味の中で、1つの主として、町長がそういうふうを考えてあるのであれば、やはり早い機会にそれをしないと、町長、約束違反だよと間違いなく言われると思います。もう一度確認しますけれども、新年度からやるぐらいの心構えはないんでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、常に早急に実施をするという考えで検討を進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。多分新年度に出すつもりでいるのかなと感じますけれども、はっきり言えない部分があるんだと思います。それは結構です。

ただ町長がさっき言ったように、私もそう思いますけれども、子育て支援、就業対策、住宅対策、産業振興、こういったものがやはりセットにした効果的な施策の実施、これが急務なんだと思いますけれども、これについてのどんなプランを持っているか聞かせていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、先ほども申しあげましたように、次世代育成支援行動計画というものがあるわけでございます。その一つとして、子育てを町全体で支える体制をつくる。また安心して子供を産み育てられる町をつくる、子供を全体でいそしんでいく、育てていく町をつくる、そういうことでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そのためにどんなことをするつもりなのか聞いているんですけども、もう一度お願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それにつきましては、先ほども申しあげましたように、働き場の確保

を目指した企業誘致奨励金等の就業対策、それから町営住宅を集約した形での若者Uターン、Iターン者を視野に入れた住宅整備、そういうものを考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 時間の都合もあるのであれですけども、要はきちんとしたものをセットで考えないと効果は絶対出て来ないんだと思います。それをぜひ考えていただきたいと思います。そういう考えを何らかこれから進めるか、その辺についてだけ、最後にちょっと子育て支援の関係でお聞きしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのような全体的に対策をつくって、その施策を実施していく、そういうことを基本的なものでございますので、その点につきましては、そのように考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そのようにというのは、私が言ったようにという意味にもとれるんですけども、どっちにしても真剣に考えてくださいよ、それが大事だと思います。本当にこの町の生き残りがかかっているんですから、大事なことだと思います。

道の駅の整備、これについて、町の中で検討してくれてふれあいの郷周辺と天狗の湯周辺が案に出ているようですけども、道の駅としてするのに、ふれあいの郷周辺がいいかどうかというのはいろいろ議論があるところだと思います。進入道路だとかいろいろ考えるとかなり無理があるだろうという意味では、天狗の湯の周辺というのは、一つの有力な候補かなと私は思っていて、だとすると、さっき言ったダム下流地域振興の協議会的なもので、これから協議を進めていくという話ですけども、その辺のところに民間の人も入れて、もちろん早急にそれを立ち上げてやっていくという意味にとらえているので、よろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、地域住民の方のご意見、意向というものを尊重して進めてまいるということで、この検討会を立ち上げていくということでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 簡単に言うと、温泉施設、町内に2カ所あったのに、ダムの関連とはいえ3カ所もつくったわけです。そういった意味でいくと、私たちもそれを議決してきた

経緯があるから、その天狗の湯の健全経営というのは、やはりどうしても成し遂げたい、そういう気持ちがあります。

そういった中で、下流地域でもいろいろ協力はしてくれるということで、岩島のダム対の協議会でもそのつもりで対応しようということで確認はしています。

そういった意味も含めると、ただ非常につらいのがダム下流というダム下になる可能性があるということで、かなり真剣に考えないと、まして町だけで考えたのではなくて民間事業者だとか地域住民の手をかりる、この作業がないと非常に大変なんだと思いますけれども、幸い草津に観光客が来ますので、それをしっかりそこに立ちどまらせる、それが大切なんだと思います。それによって、成功できるかどうかが決まると思います。もし仮にそこにしたときには、ただ浅間酒造の観光センターだとか、長野原町にも設置がされる予定があるというような話も聞いていますので非常に競争が厳しくなる。そういったことを踏まえていくと、やはりいかにオリジナリティーあふれるものをつくっていくかということが大切なんです。

町が、町長のほうでリカちゃんキャッスルですか、誘致に手を挙げたということがありますけれども、そういったものの併設だとかによって、天狗の湯が6万、その施設がたしか10万ぐらい入ると聞いていますから、そういうことも可能なんだと思いますけれども、その辺のところの考え方というのは、今のところどういうふうに進んでいますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 道の駅につきましては、ただいまおっしゃいましたように、長野原町でもダム湖を見渡せるところに施設をつくると。既に浅間酒造のドライブインがあったり、また渋川市におきましては、金井、金島といいますかね、あの地域に候補地があるというふうな話もございまして、非常に上信道開通に当たっては、大変な激戦地になるというふうなことでございます。

そのような中から、特色あるものを、施設をつくっていかないとなかなか勝ち組にはなれないというふうに思っております。

リカちゃん人形の話がございます。福島県でリカちゃんキャッスルというリカちゃん人形をつくって展示したり、着せかえの体験をさせるような施設がございまして、震災でお客が少なくなっているのを、群馬のほうでどこか適地がないですかという問いかけがあったそうでございます。そういうものはかなり県内各地でも手が挙げられているわけでございます。東吾妻町もいち早く手を挙げておるわけでございますけれども、やはり関越道のそばですとか、そのような立地的に条件のよいところの市町村が手を挙げているような状況からまだ先は

つきりとわかっておりませんが、それなりに私も要請活動に県庁等に行きまして、リカちゃんキャッスルから群馬県の代理人みたいな県会議員がいるんですけれども、そういう方に要請をしたり、あるいは観光局に行って要請をしたりしておるところでございますけれども、まだその結果が出てきておらないという状況でございます。リカちゃんキャッスルに限らず、特色ある施設をつくるために、これからもそういういろいろな企業にも声をかけて、施設づくりに心がけてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ぜひお願いしたいと思います。町だけではやはり無理がありますので、それを有効に活用する企業とか民間、町民の協力というのは大切なんだと思います。せっかく溪谷がありますので、何か日本一というのが少ないんだと思いますけれども、日本一短いトンネルが廃線によってなくなるのも非常に寂しい話ですし、やはり何か逆境でうまく利用できるような方法というのはこれから考えられるんだと思います。

その辺も含めて、さっきもちょっと言いましたけれども、できるだけ早い機会に計画を策定する、それだけはちょっと町長、お約束いただけませんか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ご意見を尊重して計画につきましては、早急に設立に向けて考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） まだ数分ありますか。

バイオマスタウン、簡単に言うと、構想だけで余り進んでいないというのが、私たちが受けている実感です。それが多分現実なんだと思います。森林整備に関する協定書というようなものがあって、前町長とそこの会社の代表がこう結んでいるものがありますけれども、これは町長、承知していますよね。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 知っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうなると、その中に発電所の事業者と協定を結んだ中に、町内林地残材活用のスキームを構築するとか、町内から年間5,000トンの林地残材を利用することを約束している部分があるんですけれども、全く事実上進んでいないのかなという気がします。多分向こうで燃料になるものが潤沢にあるから余計そうだと思います。この辺のところ

をどういうふうに町長、今のところ考えているのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） やはり今おっしゃいましたように、燃料となるもうチップが建築廃材につきまして、これは大変低価格で入ってくるというふうなことでございます。また、震災によりまして、その傾向が強くなってくるんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、やはり森林の間伐をしてそれを引きずり出してトラックに積んでチップ化する機械にかけて幾らだというふうになった場合に、そのような廃材が入ってくる状況ですとなかなか会社も経営面からしてなかなか乗ってこない状況にあるわけでございます。

既に民間の町内の方がそういうものを目標として話し合いを始めて、バイオマス発電所に使ってもらえるような行動を近々起こしていただくというふうになっておるところでございます。

また、渋川に県産材センターというのができました。大沢知事が森林県から林業県にするんだということで、大変な意気込みでつくりました。やはり東吾妻町もその間伐材がそこに行き行くようになっております。そうしますと、A材というのは柱材で、B材が集成材とか合板材、そのほかのC材というのがチップ材でございまして、そこに東吾妻町の木材のチップの用途のものがかなり行っているわけでございまして、実際はそのチップ材がバイオマス発電所にも行っているというふうに考えております。

そのような状況の中から、東吾妻町からダイレクトにチップを供給するような構想というものを、先ほどお話もいたしました民間の皆さんのそういう知恵もおかりしながら、今後考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） あと2分ぐらいですか。

協定の有効期間、来年度末になっているんですけれども、今のままでいくと全く機能しないで終わってしまうような気がするんですが、その心配はしなくても大丈夫ですか、私たちは。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） その期間につきましては、延長するようなことも考えられると思いますし、その点については今から心配するようなこともないというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。その言葉を聞きたかったので、ぜひそういったもの

がちゃんとできるように、これが知らないうちに協定の期間が過ぎていたなんていうことがないように、ぜひしていただきたいと思います。

私が、だけど聞いている範囲では、既にチップを加工したり、堆肥化するノウハウを持っている事業者が当町に進出を検討しているという話も聞いています。そういった意味でいくと、バイオマスタウン構想の具現化のためには、そういったところと連携するということは非常に大切なのかもしれません。町のほうにも情報があると思いますが、町長、その辺はどのようなふうに考えていますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そういう民間の企業が参入するような条件というものは非常に歓迎すべきものだというふうに思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 残り30秒になりました。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） これが最後ということでしょうかね。

発電所の現在燃料が潤沢にあるというふうに聞いているので、なかなか難しい部分があるのはわかります。でも、やはり今言ったように、そういう事業者があるのであれば、検討することは必要なんだと思います。議会もそういう方向を考えている部分があります。ぜひ協力してやっていくのが大切だと思います。

一番肝心なのは家畜の排せつ物、これについてやはりしっかり対応していかないと畜産団地が多い当町ではこれからかなり大きな課題になってくると思いますので、町長、少し腹を据えて、せっかくバイオマスタウン構想をつくったんですから、その辺のところをやっていただくことを、最後に決意のほどを語っていただければと思います。

財政が厳しい中で、町の生き残りをかけて子育て支援だとかいろいろやるわけですから、その辺のところを最後に町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 東吾妻町、先ほども申しましたように、林野の面積が80%近くあるということでございまして、この林野、木材というものの資源を有効に活用することが東吾妻町の発展につながってくる重要な問題でございます。そのようなことからバイオマスタウン構想、これを大いに広く活用して東吾妻町の発展のために考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 以上で一場明夫議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開を4時10分といたします。

（午後 4時00分）

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午後 4時10分）

◇ 根 津 光 儀 君

○議長（菅谷光重君） 続いて、3番議員、根津光儀議員。

（3番 根津光儀君 登壇）

○3番（根津光儀君） 議長のお許しを得て町長にご質問いたします。

地域医療について、そして放射能問題についてお伺いいたします。

まず、地域医療についてお伺いいたします。

東吾妻町過疎地域自立促進計画の中で、町づくりの基本方針に上げている「元気な声が響く笑顔あふれるまち」をつくるための方策として、保健・医療・福祉の分野でサービス低下が起こらないよう充実に努めるとしています。医療の確保として、項目を設けて分析、対策を述べています。その中の記述を要約いたしますと、原町赤十字病院では医師、看護師等の不足により産婦人科、小児科等で診療が受けられなくなっているのです。人材確保に取り組みますというふうに詳しくというか、具体的な形で書いてあります。

本年11月に開催された議会報告会の質疑において、地域の方々からの原町日赤病院の診療科目を充実させてほしいという声は、大変切実であり、私どもの胸に響いてまいりました。言葉を変えれば、こたえたという形です。腹にこたえました。私はこの方々の声を真剣に受けとめるべきだと考えています。

ご質問いたします。

地域拠点病院とされる医療機関が人材確保で苦慮している現状についてどうお考えですか。

2つ目、原町日赤病院における医師確保のために補助金等で支援することは考えられませ

んか。

3つ目に、吾妻郡医師会立准看護学校に通う当町出身の学生に対し給付型奨学金制度を設けるということは考えられませんか。

次に、放射能問題について質問させていただきます。

これまで南相馬の避難の方々を受け入れてきた東吾妻町ですが、災害の急性期を過ぎ、落ち着いて身の回りを調べてみたら、何と我が町にも被害が及んでいたということです。金澤議員が学校、子供に対しての心配をご質問なすっておられましたが、私は地域の生活と産業にかかわることについて、町長の基本的な考え方と対応についてお伺いいたします。

まず、広報ひがしあがつま12月号では、「放射線の状況」と題して、見開き2ページを割いて掲載していただきました。掲載していただくことには感謝を申し上げますが、局所的な高放射線量の箇所の個人的除染について触れていませんでしたが、その理由を教えてください。

2つ目に、過疎対策を講じている我が町にとって、町民定着、産業の発展にこの放射能問題は今後どう影響してくるとお考えでしょうか。

以上です。

自席に戻らせていただきます。

○議長（菅谷光重君） 町長、答弁願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは、根津議員のご質問にお答えを申し上げます。

地域医療に関しての1点目でございます。

地域拠点病院とされる医療機関が人材確保で苦慮している現状についてどう考えているかとのご質問でございますが、現在、地域医療は大変厳しい状況にあります。医師不足は深刻で診療科目の減少、縮小が続いております。また、看護師の確保もままならぬ状況であることも承知をしております。医師不足問題の背景には、大学医学部の医師派遣機能の低下、病院勤務医の過重労働、医療にかかる紛争の増加に対する懸念などの要因があります。医療関係者から医者の世界は別世界だとも聞いており、医師の確保は非常に厳しいと認識をしております。

平成16年から始まった新医師臨床研修制度の影響もあって、地域医療の崩壊が叫ばれており、地域偏在などによる医師不足がはつきりとあらわれております。国でも緊急医師確保対策を取りまとめ、さまざまな対策を講じておりますが、改善が見えない状況であります。

2 点目の日赤病院の医師確保のために補助金等で支援できないかというご質問でございます。

日赤への補助金は、平成20年度から施設等整備費補助金ということで、医療機器の購入等に対して吾妻東部3カ町村と群馬県で5,000万円を上限として助成をしております。日赤への補助は9月定例会でも答弁したように継続していく考えでおります。

また、先日開催をされました吾妻地域町村懇談会の席上、地域医療の確保に向けた財政支援を県知事に要望してまいりました。

3 点目の郡医師会立の准看護学生に対し給付型奨学金制度の創設の提案ですが、本制度は学校レベルでの設置と承知をしております。一町村での設置にはかなりの障壁があるように思われますので、他町村の動向を注意深く伺いながら今後の検討課題としてまいりたいと思います。

また、本学生は町の育英資金の対象となりますので、どうぞご認識のほど、よろしくお願いをいたします。

次に、放射能問題についての1点目、広報ひがしあがつまでは、マイクロスポット等の個人的除染について触れていないが、どういう理由ですかとの質問ですが、空間放射線量が時間当たり0.23マイクロシーベルトを超えた地域については、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案に基づき除染計画を作成し実施いたします。

一般家庭等における地表面での高い数値が測定された局所的汚染箇所、マイクロホットスポットについても、原則的に町が主体となって取り組みます。まずは、一般家庭の戸別台帳を作成し、除染前後の測定結果の記録、仮置き場所の管理、保管状況等、最終的に国の定めた最終処分場に処分するまでが1つの流れとなり、複数年を要することになります。しかし、国は局所的汚染箇所については特措法とは別に、何か違う方法でと明確な回答を避けている状況でございます。

町では、12月補正でお世話になりました原材料費がその一部で、労務、機械借り上げ料費等については、補助制度等で対応できるものがあるか模索している状況です。当面、一般家庭等において、早期に除染作業を希望する方には、所有者に除染方法等の周知徹底を図り、戸別台帳の整備後、実施していただきます。なお、緊急性が認められた場合には、町が計画的に実施をいたします。

2 点目の産業の振興に放射性問題はどう影響していると思うのですが、12月5日に県が検査

した干しシイタケから暫定規制値を大きく超える放射性物質が検出をされ、しかも東吾妻町産が1キログラム当たり2,867ベクレルと県内の最高値だと突然新聞報道されました。しかし、2日後、東吾妻町の生シイタケからは放射性物質は検出されなかったと同じく報道されました。干しシイタケについては、乾燥させると約10分の1の重さになるので、放射性物質も凝縮をされ高い数値が出ると他の県でも報告をされております。群馬県では検査方法の変更等を国に対して要望しました。また原木についても、国の安全の指標値1キログラム当たり150ベクレルを超える放射性物質が検出をされ、来年以降の作業にも影響が出始めています。また、ミョウガやウドの生産に利用される落ち葉について、放射性物質の影響を受けているおそれがあるということで利用の自粛となっております。しかし、代用品がなかなか見つからないというのが現状でございます。

このように、生産する部分でさまざまな影響が出始めておりますし、消費者としては、一たん放射性物質が検出されたとなると、買い控えするおそれが大いにあるわけでございます。今後、少しでも風評被害を減らすよう定期的な検査などを行っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 町長は日赤病院の医師不足、あるいは看護師不足、人材不足が深刻であるという、この状況は外的要因が大きいというふうにお考えのように、答弁では受けましたけれども、私はそういった外的要因を打破していく姿勢が町に必要なだと思います。

それはなぜかといいますと、この原町日赤病院は非常に大きい病院です。雇用の能力も非常に高い病院なんですね。町内の大企業といいますとリンテック、それからパナソニック朝日ですけれども、リンテックの雇用が310人、当町の方がその中の30%、それからパナソニックが260人の雇用、そのうち50%が当町という状態です。原町日赤は361人の雇用で当町の方が35%お勤めです。そのうちというか日赤雇用の中の看護師、准看護師、看護助手、いわゆる看護職の方が153人で41%を占めています、当町の方は。こういったことを考えますと、例えばこの町からリンテックが出ていっちゃうと、今は会社を、工場をふやそうとして大変な工事をやっておられますけれども、これが反対に出ていっちゃうよといったら、あるいは出ていくかもしれないよといううなうわさがもし聞こえたとしたら、これは町としては、相当な対策を講じて引きとめるということになるんだと思います。また、パナソニックもしかりだと思います。日赤が今まさにその危機に近づきつつあるということです。

日赤が例えば、ここからいなくなったとすると、この2つの大きな会社を、工場を置いている会社の幹部の方というか経営側からすれば、従業員の安全・安心を担保するための病院がないということは大変に憂慮すべきことというふうになってきますから、この大きい企業、ほかにも立派な企業がたくさんありますけれども、そういった企業の皆さんがこの町にずっととどまっていただくためには、この原町赤十字病院が活力を持って、そしてそこにあることがぜひとも必要ですし、またその雇用力も、これは町づくりのために必要なものだと思います。

医師会立の准看護学校の学生に奨学金をというふうに私、お願い、今回したんですけれども、町長さんはちょっと前回の私の質問と取り違えられておるのかもしれませんが、医師会立准看護学校の学生は何といいましょうかね、後で訂正するような言葉が出るかもしれませんが、家庭的にあるいは進学資金的に恵まれない、だけど手に職をつけたい、そういった方が進学しておられる、日赤に現在助手としてお勤めしながらこの学校へ通っておられる方が4名おられます。そういうふうな事情もありますので、その方たちをぜひ支援するようなことが必要なんじゃないかと。そして、特に我が町の方にその医療関係に職を求めているだけで、早い話が不足している人材を我が町から輩出するという姿勢が非常に必要だと思うんですけれども、町長、その辺いかがお考えですか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 看護業務に東吾妻町の人材が多く育つということは大変によいことだというふうに思っております。

特に、日赤病院に関しましては、現在23年度で2,000万円の補助を町として交付をしているわけでございます。また、昨年、大沢知事にもお願いをして県からも補助をお願いしますというふうなことを申し上げましたが、大沢知事は、日赤の群馬県の支部長でございますので、群馬県支部からそれなりのお金が日赤病院に、原町病院にきたという成果も上がっているわけでございます。やはり知事も、そこで病院としての努力も必要だということを言われました。それで、その県の補助金というのはもらえなかったんでだというふうに思います。

やはり日赤病院の自助努力というものも非常な要素になっているわけございまして、前橋病院と原町病院、これが現在実際のところ、独立採算制でやっておりますから、前橋のほうがよくて、原町は悪いという状況になっておるわけございまして、そのような点も今後は日赤に改善を要求していくこともしていかなければならないというふうに思っております。

日赤病院につきましては、町としましても、これからもそのような形で補助金等も考えて

おります。町民の健康のために本当に必要な病院でございますので、手を抜いているというふうなことではございません。非常に難しい問題があるわけでございます、医師不足等については。そのようなことから、町としてできることはしっかりとやっていきたいというふう
に思っておるところでございます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 町から現在機器購入のための補助をしていただいているということは大変に日赤もありがたいと思っているそうです。

財源のことで申しますれば、例えば今回、町長さんが頑張ってくださったおかげで、中之条病院を基礎にする……

（発言する者あり）

○議長（菅谷光重君） 静粛に。

（「1回、ストップウォッチとめてください」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 暫時休憩とります。

（午後 4時33分）

○議長（菅谷光重君） 再開をいたします。

（午後 4時34分）

○議長（菅谷光重君） 続いて、どうぞ。

3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 財源のことで申しますれば、町長さんが頑張ってくださった中之条病院を基礎にする交付税の算定という話の中のお金も、取らぬタヌキをやってはいけないんですけれども、ただ目的を持っていないと、財源に苦しんでいる当町ですから、少ないところへ少ないところへ、あるいはひび割れたところへしみていってしまうという、お金はそういう性質も持っていますので、町づくりのために意思を持って、その辺を待ち構えていただければありがたい。

また、現在日赤のほうへ補助していることに対する、それを基礎にする特別交付税というようなものも設置される、あるいはできてくるということですので、そういったことも含めれば、やはり病院のほうに対して、例えば器具補助という形を外して運営費に回していただければ、それを医師を求めるために使っていくということもできるかもしれない。無論、貴重な我が町の税金ですから、町民のもんですから、きちんとした管理ができる形で制度をつくってやっていけば、その辺もいいんじゃないかなと思います。

それから、改善を日赤に要求していくというふうに町長さん、おっしゃいましたので、ぜひ町長さんがみずから日赤のほうとお話し合いをするような機会もつくっていただいて、あちらの実情を聞く、それからこちらの事情も話すというような形で改善を要求していけば、相手も改善すべきは改善するのかなというふうに思います。

そういうことで、ぜひ当町から医療従事者を輩出するということ、そして日赤を充実させていくということは、先ほど先輩議員が質問なさっていることの中に、この町づくりをどうするんだというところにやはりかかわってくると思うので、そういった思想的というか意思の中では同じことなのだと私は思っています。

放射能についてお話をもう少し伺いたいんですけれども……。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） それでは、中之条病院の交付税、交付金の件でございますけれども、これはまだはっきり本決まりという断定できる状況ではないと思いますけれども、そういうふうな方向が見えてきているわけでございますけれども、これにつきましては、この執行部内で、この使い道については十分広く町政全般にわたって命を回しまして、考えを回しまして、これから考えていきたいというふうに思っております。

また、日赤病院との話し合い等も、結局は医院長さんが常に忙しい方でなかなか時間が無いというようなことでございますけれども、山田医院長さんが役場に来ることもありますし、この前は日赤との東部3カ町村関係者の懇談会等もあるわけございまして、そういう機会でも常にお話はしているところでございます。非常に医療関係、専門的な分野でございますので、なかなか内部の実情をどうすれば改善できるのかというのも、なかなか役場の職員とか、そういうものをなかなか把握をできない部分もありますけれども、さまざまな方のお力もかりて改善していくように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） ぜひとも日赤病院に対して予算的な措置を今後も続けていただけるようお願いいたします。それで、医師会立准看護学生に対する支援というものも考えていただきたいと思います。

それで、放射能問題ですけれども、金澤議員が子供たち、それから学校というようなことでお話、町長から伺いましたけれども、私は当町の一部地域に非常に放射線量の高い地域があると、非常といっても、0.23よりも若干上がっているというところですが、これらの面的除染は町の責任で、あるいは国にお願いしてやっていくということでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 時間当たり0.23マイクロシーベルトを超えた地域には、特措法の網がかけられる予定でございますので、そうなれば、国のお金を使ってやるのがベストだというふうに考えています。その他の網にかからない部分におきましては、申し上げましたとおり、町としましては、主体となって取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、取り組む上には、町民の方のご協力とか、学校でいえば、PTAの方のご協力ですとか、そういうものをあわせていただいて徹底的にやるのが必要かなというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） そういったときに、機能を発揮してくるのが副町長を中心とする委員会ですね、今回立ち上げたという委員会になると思いますけれども、ぜひ地域の方にじかに町長さんも接していただいて、そしてご理解を得られるような形で丁寧にやっていただきたいと思います。事が事だけに、こじれるとちょっと大変になるかなという思いがしております。

それから、広報の中で取り上げていなかった除染のマイクロホットスポット、あるいは局所的高線量の除染についてですけれども、これやはり線量計を町からお借りしてはかって高いということになると、どうしてもこれ除染したいという気持ちが起きるのはだれも持つ、わき上がってくる気持ちなので、これに対してきちんと公の形で、広報にやはりあのとき載せてほしかった。これからでも間に合うので、そういったことでルール等をきちんと決めて、そして町民の方に広報していただきたいと思いますが、そこをひとつお約束ください。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） マイクロホットスポットにつきましては、本当に限られた部分が多いと思うんですね。本当にその土を除染するといってもそれほどの量にはならないと思います。

しかし、その除染方法等につきましては、町のほうでさまざまな方法をもって安全に除染する方法等を指導して、また仮置き場等の位置も指導していかなければならないというふうに思っておるところでございます。

風評被害というものも怖いわけでございますので、その前にそういう視点は徹底的に除染していくということが必要かというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） わかりました。そういうふうにぜひやっていただきたいと思います。

それともう一つ、これから農産物あるいは産業に影響してくるようなこともいろいろあるのかと思います。ぜひとも農産物であれば農協だし、そのほかのことでいえば県、そしてそういったところと連携を密にさせていただいて、情報のやりとりも無論ですけれども、安全ならば発信ということも必要になってくるので、ぜひ発信をしていただきたいと思います。それから、さまざまな困難な中で請求というのも出てくるかもしれませんが、そういった窓口の相談役としても機能していただきたい、その2つをお願いします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 発信の部分は極力努めてまいりたいと思います。それから、請求というのは東電の請求ですか。そういうことですか。

今回のシイタケにつきましても、県の環境森林事務所が窓口になって取りまとめるというふうな方向が出ております。そのように、県の動向等もよく把握しまして、賠償でいただけるものはいただいていくという方向で考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） 3番、根津議員。

○3番（根津光儀君） 賠償についても、そういったことでぜひ町も逃げることなく、私たちの味方になって行動していただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） コメントはいいですね。

○3番（根津光儀君） 味方になりますと言っていいただければ。

○議長（菅谷光重君） コメントをお願いします。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 言うまでもなく味方でございますので、よろしくお願いします。

○議長（菅谷光重君） いいですか、時間いっぱいですが。

以上で根津光儀議員の質問を終わります。

これをもちまして町政一般質問を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（菅谷光重君）　ここで時間ぎりぎりと予測されます。なおまだ少しありますので、ここで時間の延長をいたします。

○議長（菅谷光重君）　お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　ありがとうございます。

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定をしました。

○議長（菅谷光重君）　お諮りいたします。本定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定をいたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 平成23年第4回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る7日に開会をされました今期定例会におきましては、東吾妻町総合計画審議会条例の一部を改正する条例についてなど条例関係4件、平成23年度一般会計補正予算など予算関係5件、その他東吾妻町町営土地改良事業についてなど2件を提案をさせていただきましたが、吾妻広域町村圏振興整備組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議につきましては否決となりました。これを真摯に受けとめ、今後慎重に検討してまいりたいと考えております。そのほかの案件につきましては、原案のとおりご議決をいただき、本日閉会の運びとなりました。

議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対しても感謝を申し上げます。

ことしの世相を象徴する漢字は「絆」に決まりました。東日本大震災や台風12号など相次いだ災害で家族や仲間、地域とのつながりの大切さが再認識され、チームワークと信頼でサッカー女子ワールドカップに優勝したなでしこジャパンの姿に勇気と感動を与えられたことなど多くの人々がきずなの大切さを改めて感じた1年でもありました。

いよいよ迎える2012年は、議員各位にとりましても、町民の皆様にとりましても、健康で希望に満ちたすばらしい新年がご家族おそろいで迎えられますことをご祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◎議長あいさつ

○議長（菅谷光重君） 閉会に際しまして、一言あいさつを申し上げます。

平成23年第4回定例会は12月7日から本日まで9日間にわたり開催をされました。

平成23年度補正予算5件、条例改正等6件の執行部提案に加え、委員会提案の意見書提出3件、請願・陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。

9日間にわたる会期中、格別なるご精励を賜りました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からのお礼を申し上げます。お世話になりました。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり、参考になるものがあったというふうに思っております。新しい年度の予算編成に当たり、これらが十分これから一層生かされることだというふうに期待をしておるところでございます。

今年も残り少なくなってまいりました。これからは、寒気も増してまいります。お互いに事故や健康に留意をされ、輝かしい新年に期待を託しながら、ご家族ともどもよい年を迎えられることを祈念を申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（菅谷光重君） 以上をもちまして、平成23年第4回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。大変にご苦労さまでございました。

（午後 4時54分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 菅 谷 光 重

署 名 議 員 樹 下 啓 示

署 名 議 員 山 田 信 行

署 名 議 員 水 出 英 治